

第67回通常総会議案書

日時 2020年6月25日(木)
10:00～11:00

場所 大分市青崎1丁目9番35号
生協コープおおいた2階会議室

※代議員の方へ この議案書は、あらためてお渡し致しませんので、
当日必ずご持参下さるようお願い致します。

大分県生活協同組合連合会

第67回通常総会議事次第

1. 開会の辞
2. 資格審査及び成立宣言
3. 議長選出・挨拶
4. 総会役員選出
 - ・ 議事運営委員
 - ・ 議事録署名人
 - ・ 書記任命
5. 県連会長理事挨拶
6. 来賓挨拶・祝辞祝電披露
7. 議案審議
 - ・ 第1号議案 2019年度活動報告及び決算報告承認の件
 - ・ 第2号議案 2019年度監査報告承認の件
 - ・ 第3号議案 2019年度剰余金処分(案)承認の件
 - ・ 第4号議案 2020年度活動方針案並びに予算案決定の件
 - ・ 第5号議案 役員報酬決定の件
 - ・ 第6号議案 役員選任の件
 - ・ 第7号議案 議案決議効力発生の件
8. 閉会の辞

本総会に第1号議案から第7号議案まで提出します。

2020年6月25日

会長理事	青木博範	(生活協同組合コープおおいた)
専務理事	河原伸明	(員 外)
理事	後藤哲也	(日田市民生活協同組合)
理事	日隈健一	(グリーンコープ生活協同組合おおいた)
理事	高瀬宏一	(大分県学校生活協同組合)
理事	三重野修次	(大分県高等学校生活協同組合)
理事	金子道彦	(大分大学生生活協同組合)
理事	政丸佐智夫	(大分県職員消費生活協同組合)
理事	首藤俊一	(自治労大分県本部信用販売生活協同組合)
理事	森徳夫	(大分県労働者総合生活協同組合)
理事	橋本敏雄	(大分県勤労者医療生活協同組合)
理事	田辺修	(大分県医療生活協同組合)
理事	辛島サツキ	(大分県福祉生活協同組合)

2019年度活動報告及び決算報告承認の件

はじめに

- ① 国連は2015年9月に「持続可能な開発目標17(SDGs)」を採択し、日本生協連も2018年通常総会で「コープSDGs行動宣言」を特別決議し、県生協連も全国の生協と一緒に、7つの目標「持続可能な都市づくり」「つくる責任、つかう責任」「健康・福祉」「貧困をなくそう」「平和」「エネルギー・気候変動」「ジェンダー(平等)」に取り組んでいます。
- ② 気候変動が大きく影響し、台風の規模も頻度も増え続け、地震や津波等と併せ、大規模な災害は毎年発生しており、昨年も8月の九州北部豪雨、9月の台風15号・19号により15都府県で甚大な被害がもたらされました。こうした災害に対し会員生協では募金活動や現地支援等に取り組みました。
- ③ 2019年10月に食料品の軽減税率はあるものの消費税が10%に増税されました。
急速に進む少子化・高齢化社会によって、介護費や医療費などの社会保障費の負担増がある一方で、年金の給付額が下がっていく等、私たちの暮らしを取り巻く環境はますます厳しくなっています。
このような状況の中、県生協連は第66回通常総会で決定された活動方針について取り組んできました。

I 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動

1. 会員生協の経営状況の把握や情報の共有化、情報の伝達と会員生協間の交流

(1) 会員生協の経営状況の把握や情報の共有化

県連理事会で毎回、会員生協の組合員数や出資高、事業高や経営状況、活動の経過や計画の報告を行い、会員生協の事業や活動、財政状況の情報を共有化しました。

(2) 機関誌の発行と情報の伝達

県連の機関誌は、会員生協から編集委員を選出いただき、県連の活動や会員生協の活動について、「県連だより」を年2回、「おおいたの生協」を年1回発行しました。会員生協をはじめ、国会議員、県内の市町村長、県議会議員、各政党、県政記者室、県行政、日生協、各県連に幅広く配布しています。

(3) 第30回スポーツ交流会の開催

- ① 会員生協間の交流を深めることを目的にスポーツ交流会を毎年開催していますが、2017年度よりそれまでのミニバレーボール大会から、誰でも参加できる競技としてボウリング

大会に変更しました。参加者や会員生協から好評であり、2019年度も第30回スポーツ交流会はボウリング大会を継続し、2019年11月9日(土)に大分市明野OBSボウルで開催し、9会員生協から88名が参加しました。

- ② 全員に飲物と参加賞を配布し、河原県連専務理事の開会あいさつ、始球式の後、競技を開始し、一人2ゲーム合計点の個人戦で行い、優勝は日田市民生協菅彩華さんが2連覇し、2位はコープおおいたの朝倉国雄さん、3位は県医療生協の吉光友一郎さん、4位は日田市民生協の平川右京さん、5位はコープおおいたの藤井一彰さん、10位以下は5飛び賞とブービー賞で17人が入賞しました。

また、今回は第30回の節目として特別賞を設け、参加者の中で最長寿である日田市民生協の河野洋子さんに贈呈しました。

- ③ 表彰式には参加者全員が残り、司会の萩原組織委員（県連監事）より入賞者が発表されるたびに会場は大いに盛り上がりました。

参加者からは「楽しく交流させてもらいました、来年も是非開催してほしい」との声をいただきました。

2. 会員生協に役立つ研修会等の開催

(1) 第26回大分県生協大会の開催

- ① 生協運動の発展と会員相互の交流を深めるため、第26回大分県生協大会を2019年10月24日(木)に大分市ソレイユで開催し、12会員生協より71名が参加しました。大会は、河原専務理事の総合司会で始まり、主催者を代表して青木博範会長理事が大会の趣旨についてあいさつを行い、来賓として大分県労働者福祉協議会の滝口専務理事のあいさつの後、講演となりました。

- ② 講演はまず、大分県社会福祉協議会の池永哲二市民活動支援部長より「フードバンク」について、県社協の組織内容、フードバンクの世界と日本の歴史、日本の食品ロスの大きさと国連が提唱したSDGsの関連、フードバンクおおいたは2016年6月に設立され、企業や団体から食品の寄贈を受け、市町村社協や子ども食堂に渡しており、食品取扱量は2018年度は19トンと1年間で倍増していると説明がありました。

- ③ 続いて、県社協の藤田巨宏地域福祉部長より「子ども食堂」について、子どもの貧困率の増加が背景にあり、子ども食堂は2012年に東京都大田区で始まり2018年現在全国で約4000ヶ所、大分県では、2016年に始まり、2019年現在61ヶ所ある、運営は地域のボランティア・NPO等、場所は個人宅・公民館等、運営費は善意の寄付・カンパ・行政の助成金、食材はフードバンクや団体等、活動は月1～2回や週1～3日等、お昼か夕方開催、料金は子どもは無料～300円、大人は200円～500円等、地域の居場所交流機能や寺子屋機能もある、子ども食堂は子どもや保護者の生きる力の向上、地域住民とのつながりや充実感の向上、高齢住民や子どもの居場所、セーフティネットの役割を持つ、皆さんも是非一度子ども食堂に訪れて感じてほしいと説明がありました。

講演後、2名の参加者より質問と要望があり終了しました。

(2) 会員生協役職員研修会の開催

- ① 2019年11月29日(金)に大分市ソレイユで開催し、11 会員生協の役職員 50 名が参加しました。研修会は、首藤俊一県連理事（自治労大分信販生協）の総合司会で始まり、主催者を代表して青木博範会長理事があいさつし、来賓として大分県労働者福祉協議会の滝口専務理事があいさつを行いました。
- ② 今回は、会員生協の相互の理解を深めることを目標に、11 会員生協より主要な活動を報告しました。

生協名	発表者名
生協コープおおいた	山村常務理事
日田市民生協	後藤専務理事
グリーンコープ生協おおいた	阿部副理事長
大分県学校生協	岩本事業部担当
大分県高校生協	三重野専務理事
大分大学生協	金子専務理事
大分県職員消費生協	政丸専務理事
自治労大分信販生協	首藤専務理事
大分県労働者総合生協	古本管理部長
大分県勤労者医療生協	矢野事務長
大分県医療生協	姫野リハビリ部長

(3) 会員生協監事研修会の開催

- ① 2019年9月26日(木)に大分市ソレイユで開催し、県連と12 会員生協の監事・役職員 32 名が参加しました。研修会は、河原県連専務理事の総合司会で始まり主催者を代表して青木博範会長理事より監事としての責務を果たすべく研鑽に努めてもらいたいとあいさつの後、日本生協連総合マネジメント部法務部長の宮部好広氏が「期末監査・会計監査と監査報告書作成のポイント」と題して講演がありました。
- ② 講演内容は、監事の職務と活動の視点、監査報告の記載事項と報告のポイント、監事の期末監査の要点と内容、監事の会計監査、監査報告書の作成について説明されました。
講演後、4名から質疑を受け、終了しましたが、参加者からはとても解りやすかったと好評でした。

(4) 部会の開催

県連には、地域生協部会（3生協）、職域生協部会（6生協）、医療・福祉部会（3生協）があり、2019年度はすべての部会で開催されました。

Ⅱ 食の安全・安心、消費者問題の取り組みや環境、福祉、平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動

1. 食品の安全・安心の定着と普及の促進

- ① 全国各地で食品の安全性や安心への関心が高まる一方、偽装表示なども後を絶たず、多くの組合員に食への不安が拡大しています。

県連は、会員生協と連携し食品の安全・安心の定着と普及に努めるとともに令和元年度大分県食品衛生監視計画案に対する意見書を提出しました。食品の安全・安心の活動は主に会員生協で取り組まれており、「食品の安全・安心・品質管理」を原点に、生産者交流、産地視察、体験農場、地産地消運動、生命を育む食べもの運動が行われています。

- ② 大分県や市、九州農政局等の各種審議会や協議会に参加し、食の安全・安心をめざす立場から意見を反映する活動を行ってきました。

2. 消費者問題の取り組み

(1) 大分県消費生活審議会への参画

大分県消費生活審議会に青木県連会長理事が委員として参画し、消費者代表として消費者行政への意見反映を図るとともに、消費者教育部会では消費者教育推進法での積極的な取り組みを提案してきました。

(2) 大分県消費者行政への要望

2019年10月16日(水)に「令和2年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」を提出し、その中で「消費者行政の充実・強化」を要望し、消費者庁からの地方消費者行政強化交付金の拡充、市町村消費者センターの全市町での設置、消費生活相談員の処遇改善と資格取得講習会の拡充、若年層への消費者教育の推進等について意見を出しました。

(3) 大分県消費者問題ネットワークとの連携

県連は、適格消費者団体としての役割を果たしている特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」の最大の加盟組織として、その活動である消費者被害の未然防止や拡大防止、救済活動について、弁護士や消費生活相談員と協力してその任務を遂行してきました。

(4) 大分県消費者団体連絡協議会の活動

- ① 県連は、大分県消費者団体連絡協議会（以下消団連）の事務局を担当して中心的な役割を果たしてきました。消団連の構成団体は以下の通りです。

大分県生活学校運動推進協議会	大分県漁業協同組合女性部
大分県地域婦人団体連合会	大分県消費者問題ネットワーク
大分県母子寡婦福祉連合会	大分県生活協同組合連合会
J A大分県女性組織協議会	大分県消費生活・男女共同参画プラザ

② 消団連の活動は、「消費者月間としての街頭キャンペーン」を2019年5月21日(火)に大分駅周辺で実施し、消費者問題を考える「地域消費者フォーラム」を2020年1月29日(水)に津久見市の市民会館で開催し、アイネス消費生活相談スーパーバイザーの村上美佳子氏の講演「悪質商法にはだまされないぞ」をいただき、白杵津久見警察署生活安全課長の村田芳久氏の講話「特殊詐欺の未然防止について」をいただき、92人が参加しました。

また、消団連は毎年、事業者と消費者の意見交換会を開催しており、2020年2月25日(火)に大分市アイネスで、大分県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会大分県本部と意見交換を行いました。

3. 環境・福祉活動の推進

(1) 環境問題の取り組み

- ① 地球温暖化をはじめとする今日の環境問題に対しては、行政・事業者そして一人ひとりが環境負荷を減らす等、環境に配慮した行動が求められています。
- ② 会員生協において、環境活動として、牛乳パック、カタログ、タマゴパック、プラスチックトレー、ペットボトルキャップ、集品袋、廃油等の回収、CO₂を削減するための取り組みとして「家庭の省エネ節電セミナー」や「エコドライブセミナー」、「グリーンカーテンコンテスト」を開催しました。また、商品の良さや特徴を学ぶ「環境配慮商品（洗剤）学習会」の開催や、「我が家の電力量調査」を実施し「削減の見える化」の取り組み、環境を知り学ぶ「水生生物観察会」を実施するとともに、地域貢献活動として事業所の近隣や海岸の清掃、レジ袋削減運動等に取り組んでいます。
- ③ 県連は、「地球温暖化対策おおいた市民会議」に河原専務理事が参画し、家庭や事業所での節電等の活動に取り組みました。

(2) 福祉活動の取り組み

- ① 大分県の高齢化率は30%を超えて全国的に見ても高く、医療・福祉は大きな課題です。介護保険制度ができて老後の不安は解消されずむしろ広がっています。福祉サービスの利用は増加傾向にありますが、介護の現場からは、県民の制度への理解不足や負担増による低所得者層の利用控え、制度を支えるケアマネージャー、ホームヘルパーの処遇面など様々な課題が指摘されています。
また、介護職員の不足は深刻となっています。
- ② 会員生協では、ホームヘルパー養成講座や暮らしの助け合い活動、ワーカーズ活動、子育て支援活動、自立と介護のための用品カタログの普及、認知症サポート養成講座の開催などの取り組みを行っています。
- ③ 医療・福祉生協では、訪問介護やデイケア、在宅総合センター等多くの介護サービスに取り組んでいます。また、医療現場や介護現場では、院内感染を発生させないための取り組みをしています。

4. 平和活動の取り組み

県連は、2019年度も平和の尊さや戦争や核兵器のない社会の実現を目指して日生協が主催する「ピースアクション in ナガサキ」に参加するとともに、「戦争の悲惨さを後世に伝え、戦争遺跡から学ぼう」をテーマに県連独自の平和活動に取り組みました。

(1) 県連独自の平和活動

- ① 県連は、2019年7月27日(土)に「第28回親子で考える平和のつどい」を開催し、県内12生協組合員やその家族118名が参加しました。

戦争体験者は年々少なくなっており、記憶の継承が大きな課題となっている今、歴史を学びどのように未来を描いていくのか、戦争の悲惨さや平和の大切さを後世につなぐため、近隣県と大分県内の戦争遺跡巡りを実施しました。

- ② 福岡県大刀洗の戦争遺跡巡りコース

大分・別府地区からバス1台45名が参加しました。大刀洗は、太平洋戦争末期に特攻隊員が飛び立った陸軍大刀洗飛行場を中心とした東洋一の軍都であり、米軍の大空襲で壊滅的な被害を受け多くの尊い命が奪われました。

現在は正門や煉瓦塼、時計台跡、壕や井戸等が残っており、それらを見学後、筑前町の平和祈念館で折鶴を捧げました。

- ③ 大分県佐伯市・臼杵市の戦争遺跡巡りコース

大分・別府地区からバス1台36名、日田地区からバス1台37名が参加しました。佐伯市鶴見町の丹賀砲台跡は試射の際に暴発し、多くの死傷者が出たため使用されず、現在はドームとらせん階段、弾薬庫跡があります。佐伯市は海軍航空隊があったため米軍の激しい空襲を受け、多くの市民が犠牲になりました。現在は兵舎跡地を公園化し平和祈念館としており、ここで折鶴を捧げた後、津久見市のイルカ島でイルカショーを見学しました。臼杵市の防空壕は2つのエリアが繋がる巨大な防空壕であり、持ち主の斎藤氏のガイドで見学しました。

(2) ピースアクション in ナガサキへの参加

- ① 日生協と長崎県連は、毎年8月7日・8日にピースアクション in ナガサキを開催しており、県連も毎年参加しています。今年は、7会員生協と県連事務局、大人18名、中学生1名、小学生7名の26名が参加しました。

- ② 8月7日は、佐世保市の戦争遺跡を訪れ、まず、生徒達だけで掘り、教壇や教室、生活の場が残る「無窮洞」という防空壕跡、次に、巨大な無線塔が3基残る「針尾送信所」、最後に、約140万人の日本人が引き揚げてきた浦頭引揚祈念館を見学し、折鶴を捧げました。

- ③ 8月8日は、長崎市の「平和公園」に入り、「平和の鐘」と「原爆落下中心碑」に折鶴を捧げ、改装された「原爆資料館」を見学しました。午後、長崎市民会館に移動し、「ナガサキ虹のひろば」に参加、田上長崎市長と松井広島市長が核廃絶を訴え、日生協の本田会長のあいさつ後、長崎大学中村准教授より「世界の核兵器の実情や今後の動向、私たちのできる取り組み」について、クイズ形式で解りやすい参加型の講演がありました。

Ⅲ 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動

1. 県行政との連携強化の取り組み

大分県行政との連携は、生協の窓口である生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換・情報交換・事業活動に係る調査など共に協力体制のもとに連携を強めました。

(1) 県行政への要望書提出と意見交換

- ① 2019年10月16日(水)に県生活環境部長室で宮迫部長他4名、県連より青木会長理事を含む8名が参加して「令和2年度大分県予算編成並びに行政執行に関する要望書」を提出し、2019年12月27日に回答書をいただきました。

本年度は、①消費者行政の充実・強化、②食の安全・安心、食品ロス削減の推進、③生活協同組合の育成と・強化、④大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策、⑤生活困窮者支援の強化、⑥暮らしの安全・安心の確保、⑦農林水産業の育成、⑧医療・福祉についての8項目を要望しました。

- ② これらの回答の詳細な内容や行政と生協との相互理解を深める意見交換の場として、2020年1月30日(木)に大分市アートホテル大分会議室で県の担当課長、課長補佐、担当職員が出席し、生協県連役員と県行政の懇談会を開催しました。

(2) 県委託の詐欺・悪質商法被害防止啓発事業

本年度も引き続き、県より詐欺・悪質商法被害防止の啓発事業を受託し、啓発チラシ10万枚を作成し、2019年9月～10月に、各会員生協の協力の下、店舗、共同購入や個配、訪問診療や介護等サービスを通して、多くの方々へチラシの配布を行いました。

2. 県議会議員との懇談会の開催

- ① 大分県議会議員との連携強化のため、毎年開催している「県議会各会派議員との懇談会」は今年で第29回目となり、2019年9月26日(木)大分市アートホテル大分で開催し、県議会より土居昌弘副議長をはじめ、県民クラブ、共産党より12名の議員に参加いただき、県連は青木会長理事含む13名の役職員、4会員生協より7名、合計32名が参加しました。
- ② 懇談会は、青木会長理事より「各県議の皆様へこれまでの生協活動に対するご理解とご協力に御礼を述べ、今後ともご支援をいただきたい」旨のあいさつがあり、県議会を代表して土居昌弘副議長より「私は竹田市選出だが、生協には常にお世話になっている、本日は麻生県議会議長の挨拶文を代読したい」とあいさつの後、生協側出席者、県議会議員出席者の自己紹介がありました。
- ③ まず、河原専務理事より「おおいたの生協」を活用し、大分県生協連合会の活動内容を説明し、続いて各会員生協より、生協コープおおいたの宇都宮理事、グリーンコープ生協の宇都宮理事長、県勤労者医療生協の矢野事務長、県医療生協の橋本副理事長が活動報告を行いました。質疑では、堤県議よりグリーンコープ生協より県議会に提出されている「安定ヨウ素剤の配布に関する請願」について説明が求められ、グリーンコープ生協の宇都宮

理事長が請願の趣旨について説明しました。次に、守永県議より生協コープおおいたが取り組んでいる「移動店舗販売事業」について、全国的な状況や店舗販売車の台数等の質問があり、青木会長理事より「全国では北海道が一番多く、大分県は全国3位だが、あまり取り組みは進んでいない、原因は採算が取れないこと、地域との協力があればやっていける、今後の課題である」と説明し、懇談会は盛会のうちに終了しました。

- ④ その後、懇親会を開催し、懇談会では話し尽くせなかったこと等について各県議会議員と懇親を深め、最後に堤県議より「改めて生協の存在意義が理解できた、今後とも生協と協力して大分県民の生活向上に向け努力していきたい」とのごあいさつで終了しました。

3. 大分県労働者福祉協議会との連携

大分県労働者福祉協議会の理事に河原専務理事を選出し、福祉活動に参画しながら県内の労働団体等と幅広く連携を強めてきました。

大分県労働者福祉協議会の構成団体は以下の通りです。

1号会員	連 合 大 分	
2号会員	九州労働金庫大分県本部	全労済大分県本部
	大分県生活協同組合連合会	大分県労働者総合生協
	大分県勤労者医療生協	大分県労働福祉会館
	やすらぎ霊園	大分コープ商事
	大分県消費者問題ネットワーク	
3号会員	連合大分加盟の21労働団体	
4号会員	一般社団法人 夢未来舎	さわやか佐伯
5号会員	大分県分退連	
	県内の8地区労福協	

4. 協同組合間の連携

(1) 経過

- ① 協同組合間の連携については、1987年7月にJ A大分中央会や県生協連など12団体で大分県協同組合協議会を結成し、活動を開始しました。以降、2005年まで19回、毎年7月上旬に「国際協同組合デー大分県大会」を開催しましたが、2006年以降は一旦活動を中断しました。2012年の国際協同組合年に呼応した記念集会を開催したものの、活動の再開には至りませんでした。
- ② 2015年9月に国連総会で2030年までの持続可能な17の開発目標(SDGs)が採択され、日本政府も2016年5月に同推進本部を設置し、同年12月には実施方針を決定、その中には協同組合への言及も含まれました。
- ③ 2016年11月にユネスコは協同組合を無形文化遺産に登録し、協同組合の存在意義が世

界中で認識されました。このような中、国内各地での協同組合連携の取り組みに呼応し、2017年8月1日、県下10団体が結集し大分県協同組合間連携推進大会を開催し、大分県協同組合協議会の活動の再開を決定しました。

協議会を運営する委員会の副会長に県連より青木会長理事、事務局会議には県連より太田専務理事を選出しました。

大分県協同組合協議会の構成団体は以下の通りです。

J A全農おおいた	大分県生活協同組合連合会
J A大分中央会	大分県漁業協同組合
J A大分信連	大分県酪農業協同組合
J A共済連大分	大分県椎茸農業協同組合
J A大分厚生連	大分県森林組合連合会

- ④ 2018年度は、2018年5月29日(火)に事務局会議を開催し、活動の骨子を協同組合活動に関する理解をさらに深める研修の実施と、地域社会へ貢献し、地域に根差した協同組合の意義・活動を広く県民にPRすることを確認し、2018年7月9日(月)に委員会を開催し活動計画を決定しました。同年7月26日(木)には協同組合間連携における理解促進研修会、同年10月2日(火)には協同組合間連携における先進事例研修会を開催するとともに、同年10月10日(水)には地域貢献活動として、別府公園での清掃活動を行いました。

(2) 2019年度の取り組み

2019年5月30日(木)に事務局会議を開催し、2019年度の活動に向けた各構成団体へアンケート調査を同年6月に実施することとし、同年7月1日(月)に委員会を開催し、2019年度の活動計画を決定しました。

2019年10月18日(金)に大分県教育会館で集合研修会を開催し、日本協同組合連携機構(JCA)の阿高あや氏より「協同組合による持続可能な地域社会への貢献」と題する講演を受け、10団体50名が参加しました。

IV 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

1. 東日本大震災・東京電力福島第一原発事故の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 日本生協連は、買って支える～被災地の産品を利用し産業復興を支援、ボランティア活動を支える～つながりをつくるために、被災地の今を知り伝える～忘れない取り組みを続ける、社会的制度の充実を目指して暮らしの声を届ける～生活再建支援のための制度運用の強化、を活動として会員生協を中心に取り組んできました。
- ② 県連加盟の各会員生協は、福島県産品の購買運動や子どもたちの招待活動、福島応援視察など様々な取り組みを行ってきました。

県連は、福島県新地町の復興のため植樹を寄付し、2019年4月6日に役員が現地に出

向き、大分県花の「豊後梅」と大分市花「山茶花」を植樹しました。

同年10月26日(土)に新地町は防災緑地公園の開園式を行い県連から代表が出席する予定でしたが、台風19号の影響で新地町は断水の状況が続き、開園式は中止となりました。

2. 地震や水害の被災者・避難者支援の取り組み

- ① 2019年8月26日～28日、佐賀県・長崎県・福岡県を九州北部豪雨が襲い、河川の氾濫等で死者4名を出すとともに、家屋等に甚大な被害をもたらしました。
- ② 同年9月5日から台風15号が関東一帯を襲い、千葉県では大規模な停電が長期間続き、死者が1名でました。また、同年10月11日～12日、台風19号が東日本を襲い、1級河川が氾濫するという大規模な災害が発生し、12都府県で死者95名、行方不明者5名、多くの被災者や避難者を出しました。
- ③ 日本生協連及び全国の生協は、広範囲に及ぶ被災地の支援が厳しい状況の中、募金活動やボランティア活動等に取り組み、県連加盟の各会員生協も同様に取り組みました。

V 会員生協の活動

【地域生協の活動】

生活協同組合コープおおいた

1. 事業の概要

宅配事業は予算比99%、店舗事業は予算比92%、年間の供給高は180.1億円で、前年より0.4億円の減収となりました。

- ① 宅配事業は、利用人数の確保に支えられ伸長しました。法人配達推進グループの配置により、株式会社テレビ大分(TOS)と協力し、大分県内の新生児がいるご家庭に「はじめてばこ」の配送を開始しました。2年目以降はさらに子育て世代への定着が進むと考えられ、再訪問率や成約率を高める取り組みが重要となってきます。
- ② 店舗事業は、前年実績を割り込む月が連続し、大きく予算との差異が発生しました。一部の店舗では競合店の改装等で若干のプラスがあったものの、それ以上に苦戦を強いられる店舗が多い状況となりました。「キャッシュレス・消費者還元事業」の開始により、組合員証「C a t a r o」カードの電子マネー機能を多くの組合員に利用いただく機会となりました。事業終了の6月までの間は効果を生み出せるように取り組んでいきます。
- ③ 移動店舗販売事業は、お買い物サポートカー(無料送迎車)を2台増車し、買い物弱者への支援は前進が見られます。
- ④ 福祉事業では、臼杵市での「サービス付き高齢者向け住宅」開所に向け、準備を進めてきました。2020年度内の開所を予定しています。
- ⑤ 子育て支援事業では、南大分に新しく認可保育園を開園することとなりました。2021年度4月開所に向け、準備を進めています。

2. 組合員活動

8つのすべての活動エリアで運営体制が整い、地域での自主・自発の活動が行われるようになってきました。商品、広報、組合員活動、運動等が連携しながら、1つ1つの活動を参加者の満足が得られるものに高めていきます。

3. 障がい者雇用

障がい者雇用に取り組んできたことで、(独)高年齢・障がい・求職者雇用支援機構より理事長表彰「障がい者雇用優良事業所努力賞」をいただきました。

4. 地域貢献

大分市と包括連携協定を締結しました。大分市産品「O i t a B i r t h」のPRをはじめとして、連携体制を構築していきます。

5. 2030年ビジョン

2030年に向けて10年後にありたい姿、あるべき姿の議論を進めました。組合員(総代)や従業員の意見参加を以って「2030年ビジョン」の完成が近づいています。

6. 福島復興支援

4月の被災地視察、7月の「ふくしまっ子応援プロジェクト」、8月の「ふくしま訪問ツアー」、福島第1原子力発電所の廃炉状況視察を行いました。また、総代会後には報告会を開催し、風化させないための活動を継続しました。

日田市民生活協同組合

1. 2019年度は、日田市民生協の創業理念である「相互扶助・助け合いの精神と自立」をあらためて事業活動の中心に据え、①店舗事業で継続的な組合員の生活へのお役立ち、②特販事業での地域福祉への貢献、③共済事業で組合員の困った時のお役立ち、④組合員が笑顔で元気になっていただける接遇、⑤日常の継続的な環境改善活動、以上5つの目標を事業達成項目として定めました。
2. 目標達成のため、私たちは年度スローガンを『今できることに集中、実践』として、①目前の問題をありのまま、すべて正面から受け入れる、②できることから取りかかり、明るく日々実践、を組合員、職員、役員が一体となって取り組みました。
3. 事業活動の中心である店舗事業では、店舗間の一体化を目指し生鮮部門の統括制により組織の縦横のつながりを強化するとともに、組合員ニーズがあるにもかかわらずそれに答えきれていなかった商品開発や企画、サービスの充実を図ってきました。年度初めの競合店の出店や異常気象等の影響を受け、経費削減に努めたもの大変厳しい事業実績となりました。
4. 組合員活動においては、この間継続的に取り組んできている平和・商品・環境・健康・エネルギーに対する活動を多くの組合員参加のもと進めてきました。

つながりが力を生み、つながりが優しさを運ぶ。

新たなつながりの中で一人ひとりが輝き、明日に向かって今日を築く。

1. 「人をつなぐ、笑顔をつなぐ」 これからもグリーンコープであるために。

～笑顔の出会い「仲間づくり」を進め、グリーンコープの輪を広げます。～

① 組合員活動の中でも仲間づくりは、私たちの夢を実現するための大きな一歩と考えます。それは、人と人が出会い、同じ思いでつながっていくことが大きな力を生み出す原動力になるからです。

② 2019年度も、様々な機会をチャンスと捉え、積極的に地域に向けグリーンコープのこだわりを伝える場を作り組合員の輪を広げてきました。

また、生協内では、企画や集いを通し多くの組合員が出合う中でグリーンコープの活動を丁寧に伝えました。このことは、組合員自身が自分たちを取り巻く様々な課題を見つめるきっかけとなり、一消費者としての意識を超え組合員としての意識を持つ機会を提供できたと考えます。

私たちの取り組みの小さな積み重ねが、新たな仲間を迎え活動する組合員を増やしグリーンコープの輪を広げていくことができました。

③ 2019年度、初の試みとして「グリーングリーン交流会」に取り組みました。

生産者・メーカーの方々から商品のこだわりなどを直接学ぶ「グリーングリーン交流会」には、107人の活動組合員・ワーカーズ・職員が参加し、それぞれが、仲間づくり・利用普及への知識と言葉を獲得することができました。

今後、それぞれの委員会などで大いに役立てていきます。

2. 「食でつなぐ」私たちの豊かな暮らし。

～グリーンコープのこだわりの食べものを広めます。安心な食べ物を暮らしの真ん中に。～

① 私たちの体やこころは、日々口にする食べものからつくられています。そう考えると、「食の安心・安全」は何よりも大切であることが理解できます。

しかし、現在日本では、必ずしもそのことが大切にされているとは言えない現状があります。2019年「ゲノム編集食品」は表示義務無しでの流通が解禁され、「食の安心・安全」はさらに揺らいでいると考えます。

② そのような中で、まずはグリーンコープ商品の確立として2019年度より「商品の確かさを確認する活動」に取り組みました。この活動は、これまでの交流会や視察を通して組合員が圃場や工場など生産の現場を見学していたことを越え、私たち自身の目で商品の確かさを確認し、また、生産現場の方々と人と人とのつながりを築くものです。この活動を通して、グリーンコープ商品の安心・安全をさらに強固にし、また、参加した組合員が積極的に商品情報の発信を行い、連携してワーカーズ・職員が利用普及の取り組みを進め大きな成果を残すことができました。

③ また、生協外での取り組みは、「ゲノム編集食品」の流通の撤廃、表示義務を求める署

名活動に取り組みました。全組合員への署名用紙配布のみならず、理事・委員が街頭に立ち、自分たちの言葉でゲノム編集食品の危険性、食の安心・安全の大切さを市民の皆さんに訴えました。大分全体で5,345筆の署名を集め、他団体分とともに国会へ届けました。

3. 「地域とつながる」誰もが私らしく生きるために。

～グリーンコープが進める福祉と地域をつなげ、
誰もが私らしく輝ける社会をつくりまします。～

- ① わさだ♥りすの森保育園では3月に2回目の卒園児を送り出しました。「グリーンコープの食材を使つての給食」や「生きる力を育む保育」を実践し、大分市の待機児童の解消へとつながり、しっかり地域に根付いています。また、7月に開催した「みんなのふくし交流会」ではグリーンコープ共同体常務理事の行岡みち子さんをお招きし、「夢ヲかたちに」するまでの福祉活動組合員基金のあゆみ、参加型地域福祉を推進する「グリーンコープ生協おおいた」の組合員、ワーカーズの地域との関わり方についての講演会を開催しました。
- ② 「里親制度」の広報活動として、里子対象の「子ども料理教室」を行いました。五感をフルに使う料理体験を通して、子どもたちが自ら大切なものを見つけ、自尊感情を得る場となりました。各センターでは「里親カフェ」を開催し、一人でも多くの里子たちが幸せになるよう橋渡しをしました。福岡県警察本部生活安全部少年課の現場で活躍している安永智美さんの講演会や、里親中央フォーラムの講師岩崎美枝子さんの話は、家庭での養育の大切さを伝える機会となりました。グリーンコープの福祉は、組合員一人ひとりが手を取り合うことで、安心して暮らせる環境、その人らしく生きていくために必要な「地域とつながる」ことをめざしていきます。

4. 私たちの選択は、「未来へとつながる」。

～平和・環境・脱原発、私たちの暮らしの隣にある課題解決に向け、一人ひとりが行動します。～

- ① 平和への取り組みは、昨年より準備を進めてきた長崎市長の田上富久さんを迎えてのトークセッションを開催しました。戦争経験者・被爆者が減少していく中で、戦争の実体験が無い私たちがどのように平和な社会を作っていくのか、参加者を交えながら深く考える機会を作ることができました。また、このことを通し次のステップとして「被爆者国際署名」に取り組み、多くの方々の平和への「思い」を一つにつなぎ、大分で集めた16,279筆は世界中の賛同団体の署名とともに国連へ届けました。
- ② 脱原発の取り組みでは、大分県議会への請願活動を行いました。大分県では、四国電力伊方原子力発電所の事故時用にヨウ素剤の備蓄をしており、これを原発対岸の住民を中心に事前配布を求める請願を行いました。最終的には賛成少数で否決となりましたが、2回に及ぶ委員会での審議では議員の方々からも多くの質問が出され、請願を通して私たちが大分県の原子力防災、原発の安心・安全に不安を持っていることが伝わったと感じています。
- ③ また、いまだ多くの国民への周知が不十分であると考え「種子法の廃止」についての学習会を開催しました。主要農産物の種子を守る「種子法」の廃止は、単に農業への影響だけでなく種子から食料を得ているすべての人々にとって食の安心・安全が揺らぐ大きな問題でもあります。学習会では、その問題点とこれからの私たちがなすべきことを分かり易く学ぶことができました。加えて、学習会には組合員・グリーンコープ生産者のみなら

ず、県・市町村議員を始め広く大分県民の参加がありました。今後、この学習会をキックオフとし、さらなる県民の思いをつなぎながら行政に向かって食の安心・安全を求める活動にしていきたいと考えます。

5. 2019 年全体を振り返り

今、グリーンコープでは、ワーカーズが生協の経営を担う新たな柱として躍進しています。ワーカーズ常勤理事会が設置され、職種を超えたワーカーズが横断的に結びつき、様々な運動課題についても協議しています。これは、私たち組合員活動にとっても大きな力となります。組合員の持つ情報発信力とワーカーズの持つ行動力、これらを結びつける職員の調整力など、それぞれが持つ力を最大限に発揮しながら違いを超えて結びつき連携することで、これまで以上に運動が前進し、組合員主権が貫かれていくと感じています。

まさに「つながりが力を生み、つながりが優しさを運ぶ」ことを実感した一年となりました。

【職域生協の活動】

大分県学校生活協同組合

2019 年度は第 19 次中期 3 ヶ年計画（2019 ～ 2021 年度）の初年度でした。

1. 新採用加入者

新採用者を中心に加入促進に取り組みましたが、学校現場の多忙化と新型コロナウイルスの影響もあり思うように学校訪問ができず、2019 年度の新採用の加入者は 207 人（加入率 63.9%）に止まりました。

2. 供給高

年 3 回の強化月間では消費税増税の影響はなかったものの、年度末は新型コロナウイルスや風評による商品の欠品が生じました。

供給事業剰余金は予算・前年割れでしたが、人件費と物件費の削減で何とか事業剰余金は確保することができました。

3. 組合員活動

産地交流会（味付け海苔を作っている西嶋海苔、醤油・味噌の醸造会社ホシサン、黒糖ドーナツ棒のフジバンビ）と今年度が最後となった山香りゅうせん米田植え・稲刈り交流会を実施し、生産者との交流を深めました。

4. 東日本大震災被災地復興支援

夏・春の生協強化月間の益金等より 40 万円を福島県教育委員会に送金しました。

5. ライフプランセミナー

学校生協・高校生協・教職員共済生協の共催による「退職を見通したライフプランセミナー」を開催し、100 人を超える参加がありました。

大分県高等学校生活協同組合

1. 新規加入者が減少し、組合員は前年比 19 名減となりました。出資金は 10 月・11 月と 2 月・3 月の 2 度の出資金増資運動により 19 万円の増資となり、大きな成果を上げましたが、出資金総額と一人当たり出資金は減少しました。
2. 供給事業では、年 3 回の共同購入（強化月間）の利用高・利用者数が前年比 10%以上伸びました。独自企画（回覧企画）と店売りも前年度より大きく増え、供給剰余金は前年比 107.2%となりました。
3. 人件費は、職員の退職と採用により増加しました。物件費は、消費税増税や設備交換等があったものの、配達等を工夫して経費節減に努め、事業経費はほぼ計画通りとなりました。
4. その他事業収入が減少し、事業剰余金は前年度を下回ったものの、事業外収益が増加したため、当期剰余金はプラスとなりました。
5. 退職組合員の脱退者数に対して新規加入者数が圧倒的に少なく、組合員数と総出資金額が年々減少していますが、多くの組合員の協力と供給事業の改善によって、大きな落ち込みもなく事業目標を達成しました。

大分大学生生活協同組合

大分大学生協は、第 7 次中期計画及び 2019 年度方針で、5 つの重点課題を定め活動を行ってきました。

1. 決算の状況

2019 年度は税引前当期剰余で 1,251 万円の黒字決算となりました。2016 年度以降、3 期連続の赤字決算でしたので、4 年ぶりの黒字決算となりました。

2. 黒字決算の要因

今回、黒字決算となった要因は大きく 2 つあります。

- ① 2020 年度の新学期事業の早期化により、2019 年度の決算にその数字を反映させることができたことです。

2019 年度 10 月以降、A O や推薦 I 合格者への対応を強化してきました。その結果、2020 年 2 月までの利用を 2019 年度決算に反映させることができました。

- ② ミールカードの利用額が当初の想定より下回ったため、その分ミールカード利用者への値引きが減り、結果として増収になったことです。

2021 年度以降のミールカードの販売価格をどうするか今後の検討が必要です。

大分県職員消費生活協同組合

1. 2019 年度の組合員数は、退職者の継続加入の取り組みや新規採用職員等の加入促進を図り、前年比 52 人増の 6,355 人となりました。

出資金は、新規加入者の多くが定額出資であることが影響し、前年比 1,090 千円減の

44,395千円となりました。

また、県庁内のサービス売店は、公募の結果、県庁内から撤退し、2019年度から自治労会館内で事務局売店と一体的に運営することとなりました。

2. 2019年度は、人件費の見直しなども行いましたが、経常剰余は赤字となり、前年度からの繰越金により税引前では剰余を計上しました。

事業実績は、新型コロナウイルス関連のキャンセルなどもあり3月実績が大きく落ち込み、累計で前年をクリアすることができませんでした。

事業高は、114,800千円（前年比90.7%）で供給事業（売上高）のトータルは前年比91.4%の90,334千円となりました。

事業経費では、自治労会館入口のサイン工事や無料Wi-Fiの設置、パソコンの更新などに伴う経費支出がありました。

また、指定店情報の発信などホームページを改修するとともにLINE@を導入し、情報提供の充実に努めました。

役職員研修は、軽減税率制度や「心の健康とストレスチェック」について大分県社会保険協会保健師による講話などの内容で実施しました。

自治労大分県本部信用販売生活協同組合

1. 2019年度は、第3次中期事業計画（2017-2019年度）の3年次として、県産品愛用運動の品目の見直しや組合員の要望に応えた供給品目等を提供、供給目標・利益目標を設定するとともに、加盟30組合との意見交換等を年2回実施しながら生協事業推進体制の強化に向け取り組んできました。

2. 組合員と出資金については、退職者補充減少の傾向は変わらないものの、退職者組合員の加入が引き続き増加したため微増となりました。

事業高は、県産品愛用運動・手数料収入は微増となったものの、月賦商品・直販・特別斡旋事業等の大幅減により、前年比で約6,796千円（3.5%）の大幅減となりました。

大分県労働者総合生活協同組合

1. 住宅事業

- ① 2019年度目標として、「あすみの丘」「新別府」「ビューステージ高崎台」の分譲用地販売や外部注文住宅の受注活動を中心に事業を行いました。

その結果、「あすみの丘」は、2019年度の目標4区画に対して6区画が成約となり、目標達成率は150%。また、外部注文住宅は目標達成となる3戸の受注を請けました。

- ② リフォーム事業は、高品質と安心価格を強みとして60周年記念事業のキャンペーンも活用した事業運営を行いました。

その結果、請負工事は、目標45件・22,809千円に対し、22件・28,753千円となり、斡旋工事は、目標11件・6,365千円に対し、13件・108,648千円と目標を達成できました。

- ③ 賃貸事業では、賃貸住宅は、目標 28,400 千円に対し 25,457 千円（達成率 89.6%）、賃貸駐車場は、目標 37,580 千円に対し 34,303 千円（達成率 91.3%）、合計では目標 65,980 千円に対し 59,760 千円（90.6%）となりました。

2. 旅行事業

- ① 2019 年度は年間目標を 585,000 千円とし、労働組合行事を中心に、国内団体旅行・海外団体旅行・出張旅行の推進をしました。
- 上期は自然災害の多発や国政選挙があり、多くの出張、団体旅行、会議の取り消しが発生し、事業に影響を受けました。
- ② 下期では 2020 年 2 月初旬より新型コロナウイルス感染症により、団体旅行、個人旅行など旅行業の取扱すべてにおいて、取消が発生している状況で事業に甚大な影響を受けています。
- ③ その結果、2020 年 3 月末までの実績は 410,401 千円となり目標達成率 70.2%、対前年比 85.0%となりました。

【医療・福祉生協の活動】

大分県勤労者医療生活協同組合

1. 大分協和病院

- ① 患者さんは増加してありますが、後期高齢者と前期高齢者が主であり、高齢化社会が如実に伺えます。外来の患者さんは微増の状況でしたが、新型コロナウイルスにより減少に転じています。
- ② そのような中で在宅支援も、訪問看護ステーション、ヘルパーセンター、訪問リハビリが協力体制を構築していますが減少となっています。
- 今年度は、インフルエンザワクチンの入荷が順調で多くの予防接種希望者に実施することができました。
- ③ 内科、呼吸器科などこれまでの診療の強化と、専門外来の充実に取り組んできました。また、病棟は、満床に近い状況が続くこともあり、看護師や看護助手・栄養科が一体となって運営にあたっています。

2. 佐伯診療所

労災患者の受診者が減少していますが、後期高齢者と前期高齢者の患者さんが増加しています。理学療法によるリハビリ体制を強化しました。

3. 介護・福祉分野

大分市を中心に訪問看護と訪問介護の在宅サービス事業を行っていますが、重度障がい者が大分の特徴といえます。研修に参加し技術の向上に努めてきました。また、介護支援事業も情報交換と地域の連携を図り取り組んでいます。

4. 事業状況

- ① 入院は亡くなる方も出て厳しい状況です。外来と検診は顕著です。訪問看護は職員の入れ替わりもあり厳しい状況です。訪問サービス系は重度が伸びています。
- ② 従って、事業収入は、新型コロナウイルスの影響もあり 146 万円の減少となりました。

一方で、事業経費は、医師の退職もあり 587 万円減少することができました。よって、経常剰余金は、472 万円回復しましたが、赤字で終了しました。

5. 組織活動

囲碁大会・バスハイク・ミニバレーボール大会・グランドゴルフ大会を開催しました。また、関係組織や地域の活動に参加してきました。そのため新規加入は 406 名ありましたが、残高通知発行による組合員整理もあり、148 名の脱退がありました。

6. 災害支援活動

東日本大震災支援活動として、福島県内の三医療生協に県産品を贈っていますし、募金活動を実施しました。

大分県医療生活協同組合

1. 社会保障の相次ぐ改悪、地域、所得などの格差が広がる中、平和で安心して暮らし続けられる地域をめざした医療生協の地域包括ケアの取り組みを進めました。

(1) 8月に医療生協2ヶ所目の「別保子ども食堂」を開設し、月に1回夕食を提供しています。公設市場からの野菜の提供、大分ロータリークラブからの調理器具寄贈、近隣の家具屋さんからのテーブル・椅子の寄付、組合員さんからお米などの食材の寄付、ボランティアさんなど沢山の方に支えられて継続できています。

(2) 地域の「困った」を解決する取り組みとして「ささえあいシート」の活用を推進しました。今年度のささえあいシートの相談は31件（昨年22件）になり、相談者は、本人からが11件、続いて家族や知人から、職員は6件でした。地域包括支援センターからの相談が1件ありました。相談内容はくらしの相談が17件、医療・介護は各6件でした。退院前の部屋の掃除、大量のゴミ出しを職員と一緒に組合員さんにも手伝ってもらった事例もありました。独居や配偶者が入院することでできなくなったゴミ出しの支援は、今年度新たに2件組合員さんの協力をもって継続した支援が続いています。

(3) 新たな居場所として「みんなの食堂」が6月よりスタートしました。毎月第二日曜日の11時から13時まで、在宅センターで行われます。毎回40～60名が地域の交流の場として参加しています。津留支部では、なごみの家を活用し毎月1回健康相談会を始めました。みなはる支部は、月2回「おしゃべりカフェ」をもりサテライトで開催し、地域の民生委員や地域包括支援センターからの紹介もあり、毎回20名近く集まっています。

2. 医療生協運動を担う人づくりと確保、医師研修と医師の確保と養成、看護師、セラピスト、介護職員などの確保と養成に取り組みました。

(1) 新卒医師の受け入れは4年続けて受け入れができました。今年度の初期研修医は4名（2年目2名・1年目2名）となりました。

(2) 卒後3年目以上の後期研修医は（専門研修）は2名（総合診療専門医1名・内科専門医1名）となり、2019年度は、大分日赤病院と千鳥橋病院で研修を行いました。

(3) 奨学生は、新たに医師2名、看護師5名、薬剤師1名の申請があり、全体で25名（医師9名・歯科医師1名・看護師12名・薬剤師2名・セラピスト1名）となりました。

1. 組織現勢

2019年度は新規加入94名、脱退25名、長期所在不明組合員582名の脱退処理を行い、2020年3月31日現在、組合員数は3,035名となりました。

加入者は主に、ニコニコグループ入所者、施設利用者、新入職員、ファミリーサポート利用者です。

2. 事業活動

地域に根ざした事業運営、累積赤字の解消を目標とし事業活動を行いました。

2019年4月に福祉用具貸与事業と居宅介護支援事業を廃止、又9月30日に病院給食を廃止、赤字部門事業の縮小を行い事業の改廃を行いました。

(1) デイサービス事業の強化

小規模デイサービスのため、利用者の小さな増減が経営に響きます。

利用者数は1日平均6名～7名ですが、利用者や地域の信頼を得て事業活動が徐々に定着しつつあります。

(2) 給食事業

1ヶ所病院給食を廃止しましたが、業務改善を行い事業収益は、前年度水準を確保できました。

(3) 福祉用具の販売

前年比107%の収益増となりました。

(4) 地域支援事業

費用に見合った収入が見込めないため多額の赤字計上となりました。

ファミリーサポートは介護保険外の生活援助や、身体介護、庭の除草、庭木の剪定が主な内容です。年間の延べ件数は168件です。

(5) 職員研修

会計事務所の協力を得て、役職員の経営学習会を継続して実施しました。

(6) 地域活動

- ① 10月にゲートボール大会を開催。熱い太陽のもと25名の参加があり、熱戦が繰り上げられました。12月にグランドゴルフ大会を開催、寒風の中、200名の元気な高齢者の参加があり活気溢れる大会となりました。
- ② (医) ニコニコ診療所と協力し、第11回ニコニコ生活祭りを開催、2年ぶりの開催に約400名の参加がありました。地域の組合員、ニコニコ生活村施設利用の皆さん、職員、地域の子ども達が来場し、舞台の熱演に熱気と笑顔が溢れました。施設入居の皆さんの顔もほころび、車いすを押す家族の姿もありました。
- ③ 広報誌スマイルを年3回発行しました。記事はできるだけ職員・組合員・施設利用者の声、趣味グループ紹介等の内容を盛り込み、見やすい紙面へ努力しました。
- ④ 健康教室は野津町の公民館や三重町肝いり地区等で10回開催しました。
- ⑤ 地域のたまり場づくりを開始しました。福祉生協の1階を提供し、名称は「くつろぎの場」に決定、地域の担当者と協力し具体的な計画づくりが進んでいます。

連合会の組織運営の状況に関する事項

1. 前事業年度における総会の開催状況

(1) 第66回通常総会の議決状況

総会開催日	2019年6月20日(木)	
総会代議員数		49名
出席代議員数	本人	39名
	代理人(委任)	10名
	合計	49名

(2) 重要な議事及び議決事項及び議決状況

議案	賛成	反対	保留	合計
第1号議案 2018年度活動報告・決算報告・監査報告 並びに剰余金処分案承認の件	49	0	0	49
第2号議案 2019年度活動方針・活動計画及び 予算決定の件	49	0	0	49
第3号議案 役員報酬決定の件	49	0	0	49
第4号議案 役員選任補充の件	49	0	0	49
第5号議案 役員退任慰労金の件	49	0	0	49
第6号議案 議案決議効力発生の件	49	0	0	49

2. 会員に関する事項

2020年3月31日現在

会員名	期首出資金	期中増減額	期末出資金
1 生活協同組合コープおおいた	200,000	0	200,000
2 日田市民生活協同組合	200,000	0	200,000
3 グリーンコープ生活協同組合おおいた	100,000	0	100,000
4 大分県学校生活協同組合	80,000	0	80,000
5 大分県高等学校生活協同組合	50,000	0	50,000
6 大分大学生生活協同組合	50,000	0	50,000
7 大分県職員消費生活協同組合	100,000	0	100,000
8 自治労大分県本部信用販売生活協同組合	100,000	0	100,000
9 大分県労働者総合生活協同組合	330,000	0	330,000
10 大分県勤労者医療生活協同組合	50,000	0	50,000
11 大分県医療生活協同組合	50,000	0	50,000
12 大分県福祉生活協同組合	50,000	0	50,000
合計	1,360,000	0	1,360,000

3. 役員に関する事項

(1) 役員の内職の明細 (2020年3月31日現在、理事13名、監事2名)

①理事会

役職名	氏名	兼職の明細
会長理事	青木博範	生活協同組合コープおおいた理事長
		大分県消費生活審議会委員
		特定NPO法人大分県消費者問題ネットワーク副理事長
専務理事	河原伸明	大分県消費者団体連絡協議会事務局長
		地球温暖化対策おおいた市民会議委員
理事	後藤哲也	日田市民生活協同組合専務理事
理事	日隈健一	グリーンコープ生活協同組合おおいた専務理事
理事	高瀬宏一	大分県学校生活協同組合専務理事
理事	三重野修次	大分県高等学校生活協同組合専務理事
理事	金子道彦	大分大学生生活協同組合専務理事
理事	政丸佐智夫	大分県職員消費生活協同組合専務理事
理事	首藤俊一	自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事
理事	森徳夫	大分県労働者総合生活協同組合常務理事
理事	橋本敏雄	大分県勤労者医療生活協同組合専務理事
理事	田辺修	大分県医療生活協同組合専務理事
理事	辛島サツキ	大分県福祉生活協同組合常任理事

②監事会

役職名	氏名	兼職の明細
監事	江藤隆康	生活協同組合コープおおいた専務理事
監事	萩原潤	グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事

(2) 事業年度中に退任した役員

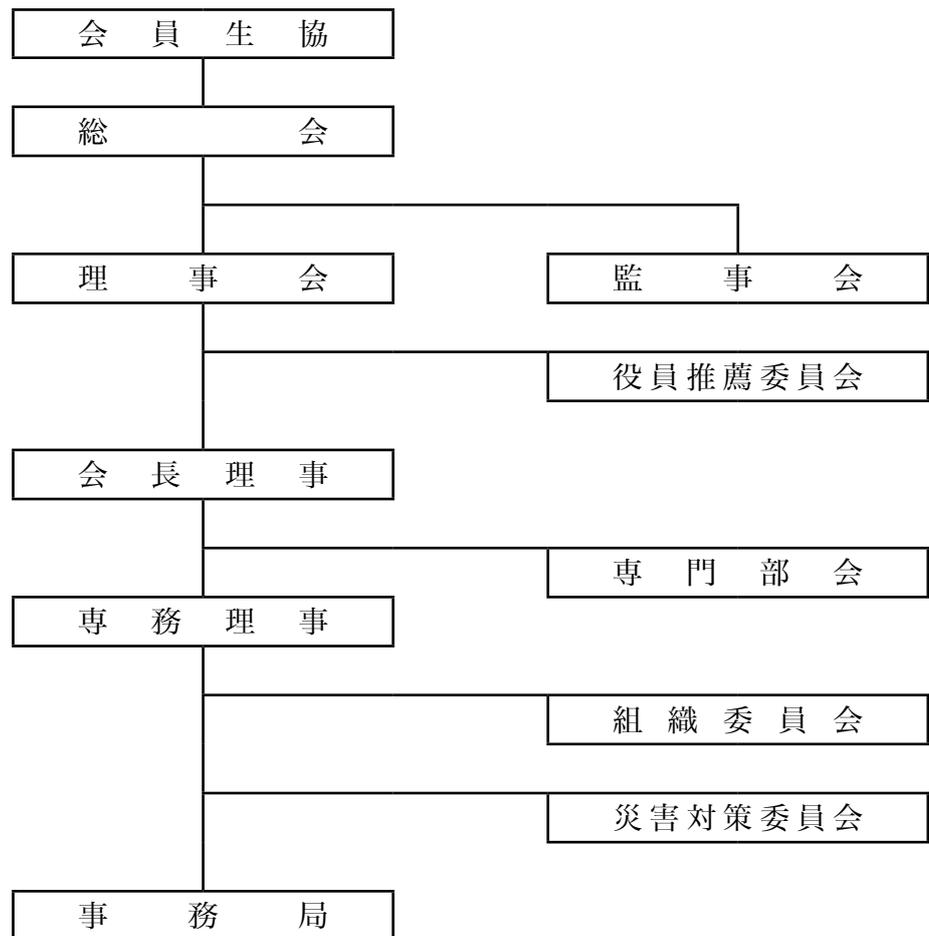
役職名	氏名	辞任期日	理由
専務理事	太田耕作	2019年6月20日	本人の意向
理事	松浦和規	2019年6月20日	組織上の都合

(3) 会と役員との間の利益が相反する取引の明細

該当する事項はありません。

4. 業務の運営に関する事項

(1) 運営組織



(2) 部会及び委員会

① 専門部会

部 会 名	部 会 長 名	構 成 会 員 生 協
地 域 部 会	後 藤 哲 也	生協コープおおいた・日田市民生協
		グリーンコープ生協おおいた
職 域 部 会	高 瀬 宏 一	学校生協・高校生協・大分大学生協
		県職員生協・総合生協・自治労信販生協
医 療 ・ 福 祉 部 会	田 辺 修	勤労者医療生協・県医療生協
		県福祉生協

② 役員推薦委員会

選 出 部 会 名	委 員 名	所 属 生 協 ・ 役 職 名
地 域 部 会	後 藤 哲 也	日田市民生協専務理事
職 域 部 会	高 瀬 宏 一	大分県学校生協専務理事
	森 徳 夫	大分県労働者総合生協常務理事
医 療 ・ 福 祉 部 会	田 辺 修	大分県医療生協専務理事

③組織委員会

委員名	所属生協名
高野基治	生協コープおおいた
矢幡真由美	日田市民生協
萩原潤	グリーンコープおおいた
岩本淳	大分県学校生協
三重野修次	大分県高校生協
田真健弥	大分大学生協
政丸佐智夫	大分県職員消費生協
首藤俊一	自治労大分信販生協
森徳夫	大分県労働者総合生協
矢野直美	大分県勤労者医療生協
小西朋子	大分県医療生協
太田慎也	大分県福祉生協

④災害対策委員会

委員名	所属生協名
山村克巳	生協コープおおいた
後藤哲也	日田市民生協
萩原潤	グリーンコープおおいた
岩本淳	大分県学校生協
三重野修次	大分県高校生協
金子道彦	大分大学生協
政丸佐智夫	大分県職員消費生協
首藤俊一	自治労大分信販生協
森徳夫	大分県労働者総合生協
矢野直美	大分県勤労者医療生協
小西朋子	大分県医療生協
太田慎也	大分県福祉生協

(3) 関連団体

団体名	構成組織名・役職名
日本生活協同組合連合会	九州地連運営委員会委員（青木・松本） 九州地連県連活動推進会議委員（河原）
大分県消費者団体連絡協議会	J A 女性部・漁協女性部・地域婦人連・母子寡婦連・生活学校運動推進協・大分県消費者問題ネットワーク・生協県連で構成。 県連から河原専務を事務局長に選出。
一般社団法人 大分県労働者福祉協議会	労働団体や事業団体で構成し、総合生協・勤労者医療生協・生協県連が加盟。 県連から河原専務理事を理事に選出。
特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク	生協県連と 12 の会員生協、弁護士・消費者団体で構成。県連から青木会長理事を副理事長、金子理事を理事、高瀬理事を監事に選出。
大分県協同組合協議会	県内 10 団体で構成、県連から青木会長理事を副会長、河原専務を事務局委員に選出。

5. 施設の状況

施設名	所在地	建物（延べ面積）	摘要
事務所	大分市青崎 1 丁目 9 番 35 号 2 階	20.46 m ²	コープおおいたより賃借

6. 子会社等の概況及び決算の概況

該当する事項はありません。

2019 年度会員生協実勢数

生協名			組合員		事業高		出資金		出資金1人当
			実数(人)	前年比(%)	実数(千)	前年比(%)	実数(千)	前年比(%)	平均額(円)
地域生協	生協コープ おおいた	2018	168,279	103.6	18,561,055	100.9	5,783,830	104.2	34,370
		2019	173,948	103.4	18,667,590	100.6	6,095,655	105.4	35,043
	日田市民生協	2018	17,965	99.0	1,350,747	96.3	42,648	100.7	2,374
		2019	18,190	101.3	1,199,123	88.8	43,009	100.8	2,364
	グリーンコープ 生協おおいた	2018	29,469	100.6	3,968,971	99.7	2,357,873	102.5	80,011
		2019	28,748	97.6	3,890,665	98.0	2,410,925	102.2	83,864
職域生協	大分県学校 生協	2018	6,872	99.3	377,853	95.4	144,611	99.8	21,043
		2019	7,095	103.2	360,435	95.4	148,898	103.0	20,986
	大分県高校 生協	2018	3,944	98.9	35,853	99.4	39,595	92.6	10,040
		2019	3,925	99.5	35,366	98.6	39,235	99.1	9,996
	大分大学 生協	2018	6,052	99.6	959,144	103.6	92,296	99.3	15,250
		2019	6,110	101.0	934,038	97.4	109,300	118.4	17,888
	大分県職員 消費生協	2018	6,303	101.8	126,654	98.6	45,485	98.4	7,216
		2019	6,355	100.8	114,828	90.7	44,395	97.6	6,986
	自治労大分 信販生協	2018	11,750	100.3	196,384	103.6	96,113	100.4	8,180
		2019	11,802	100.4	189,588	96.5	96,618	100.5	8,187
	大分県労働者 総合生協	2018	129,521	100.4	836,466	100.3	2,100,992	104.4	16,221
		2019	129,889	100.3	751,121	89.8	2,222,172	105.8	17,108
医療・福祉生協	大分県勤労者 医療生協	2018	55,711	99.6	750,434	99.1	111,009	99.9	1,993
		2019	55,969	100.5	749,436	99.9	111,329	100.3	1,989
	大分県医療 生協	2018	27,313	100.1	3,071,420	102.0	1,127,120	100.5	41,267
		2019	27,359	100.2	3,073,653	100.1	1,138,897	101.0	41,628
	大分県福祉 生協	2018	3,548	101.6	152,184	1,097.3	26,932	113.8	7,590
		2019	3,035	85.5	138,502	91.0	28,158	104.6	9,278
合計		2018	466,727	100.5	30,387,165	100.6	11,968,504	102.3	26,792
		2019	472,425	101.2	30,104,345	99.1	12,488,591	104.3	26,435

会員生協 12		組合員		事業高		出資金		出資金1人当
		実数(人)	前年比	実数(千)	前年比	実数(千)	前年比	平均額(円)
地域生協 3	2018	215,713	103.0	23,880,773	100.4	8,184,351	103.7	37,941
	2019	220,886	102.4	23,757,378	99.5	8,549,589	104.5	38,706
職域生協 6	2018	164,442	97.7	2,532,354	95.7	2,519,092	100.1	15,319
	2019	165,176	100.4	2,385,376	94.2	2,660,618	105.6	16,108
医療・福祉生協 3	2018	86,572	99.8	3,974,038	105.1	1,265,061	100.7	14,613
	2019	86,363	99.8	3,961,591	99.7	1,278,384	101.1	14,802

諸会議・活動日誌

(1) 総会 (2) 理事会

<p>総会 第66回通常総会 2019年6月20日(木) 於：全労済ソレイユ 出席者 49/49 (代議員39名 委任出席10名) ・2018年度活動報告・決算報告・剰余金処分承認の件 2018年度監査報告 ・2019年度活動方針・決算計画・予算決定の件 ・役員報酬決定の件 ・役員選任の件 ・役員退任慰労金の件 ・議案決議効力発生の件 等、審議・協議</p> <p>理事会 (主な活動) 第1回理事会 2019年6月20日(木) 於：全労済ソレイユ ・専務理事の選任について ・役員退任慰労金の支給について 等、審議・協議</p> <p>第2回理事会 2019年7月23日(火) 於：全労済ソレイユ ・第29回県議会議員との懇談会の日程変更について ・「2020年度行政への要望書」の提出について ・2019年度各部会の開催について ・2019年度「県連役員視察研修」について 等、審議・協議</p> <p>第3回理事会 2019年9月26日(木) 於：アートホテル大分 ・大分県労福協2019福祉大会への参加について ・「令和2年度県行政への要望書」の最終確認と提出について ・令和元年度大分県協同組合協議会研修会への参加について ・2019年度大分県生協大会の開催について ・シンポジウム「地域で防ごう消費者被害in大分」への後援依頼について ・県連第30回スポーツ交流会の開催について ・県連2019年度役職員研修会・交流会の開催について 等、審議・協議</p>	<p>第4回理事会 2019年11月29日(金) 於：全労済ソレイユ ・大分県行政との懇談会について ・シンポジウム「地域で防ごう消費者被害in大分」への参加について ・2019年度「地域消費者フォーラム」への参加について 等、審議・協議</p> <p>第5回理事会 2020年1月30日(木) 於：アートホテル大分 ・県連下期会費の決定と納入について ・大分県労福協60周年記念講演会・レセプションへの参加について 等、審議・協議</p> <p>第6回理事会 2020年3月18日(水) 於：全労済ソレイユ ・県連第67回通常総会議案関係について ・県連役員推薦委員会の委員の選任について ・大分県消費者問題ネットワーク第14回定期総会への出席について 等、審議・協議</p> <p>第7回理事会 2020年5月13日(水) 於：全労済ソレイユ ・県連役員選任の公告について ・県連第67回通常総会議案書(第1次案)について ・県連第67回通常総会の運営について ・親子で考える平和のつどい、ピースアクションinナガサキの取組について 等、審議・協議</p> <p>第8回理事会 2020年6月3日(水) 於：全労済ソレイユ ・県連第67回通常総会最終議案書について ・県連第67回通常総会の運営について 等、審議・協議</p>
--	--

(3) 監事会

<p>第1回監事会</p> <p>日時 2019年8月19日(月) 10:00~11:00</p> <p>場所 大分県生活協同組合連合会 事務所</p> <p>出席者 河原 伸明専務理事、 江藤 隆康監事、萩原 潤監事</p> <p>議題</p> <p>1. 監事会議長の選出 監事監査規則第11条により、監事会議長に「江藤隆康」氏を選出する。</p> <p>2. 特定監事の互選 監事監査規則第12条により、特定監事に「江藤隆康」氏を互選する。</p> <p>3. 2019年度監査方針および監査計画</p> <p>1) 監査方針</p> <p>①県連行事への積極参加ならびに理事会決議その他における各理事の意思決定の状況を検視し、理事の職務履行について適切に支援する。</p> <p>②決算関係書類およびその付属明細書が、県生協連の財産および損益の状況を適正に表示しているかどうかについて意見を形成するため、資産・負債・純資産の状況および収益・費用について監査する。</p> <p>③部会活動ならびに県連全体活動を通し、会員生協が相互に交流を深め、県内における生協運動がより活発に行われることを監事の立場から継続支援する。</p> <p>2) 監査計画</p> <p>年間の監査スケジュールとして、連合会監事会という性格上、以下のようにする。</p> <p>第1回監事会 本日</p> <p>第2回監事会 2020年4月末</p> <p>※その他、必要が生じた際は別途招集する。</p>	<p>第2回監事会</p> <p>日時 2020年4月22日(水) 13:30~14:30</p> <p>場所 大分県生活協同組合連合会 事務局</p> <p>出席者 河原 伸明専務理事、 江藤 隆康監事、萩原 潤監事</p> <p>議題 2019年度決算監査</p>
--	---

(4) 委員会

<p>■組織委員会（主な活動）</p> <p>第1回組織委員会 2019. 7. 3 於：全労済ソレイユ 会議室</p> <ul style="list-style-type: none">・2019年度「親子で考える平和のつどい、おおいたの戦争遺跡めぐり」の取り組みについて・2019年度「ピースアクションinナガサキ」の参加について・県より生協県連と連携した広報・啓発活動の要請について・「大分の生協・県連だより102号」の原稿について・折り鶴作成依頼 <p>等、協議・意見交換</p> <p>第2回組織委員会 2019. 9. 27 於：大分県学校生協 会議室</p> <ul style="list-style-type: none">・2019年度30回スポーツ交流会（ボウリング大会）について・2019年度「生協大会」の開催について・2019年度「役職員研修会」の開催について <p>等、協議・意見交換</p> <p>第3回組織委員会 2019. 12. 6 於：全労済ソレイユ 会議室</p> <ul style="list-style-type: none">・2020年度「第29回親子で考える平和のつどい」の取り組み・2020年度「ピースアクションinナガサキ」の取り組み・第30回県連スポーツ大会（ボウリング）の総括と2020年度の取り組み <p>等、協議・意見交換</p> <p>事務連絡 2019年12月～2020年2月</p> <ul style="list-style-type: none">・シンポジウム地域で防ごう消費者被害in大分の参加要請・大分県「地域消費者フォーラム」への参加要請・県連だより103号の原稿について	<p>第4回組織委員会 2020. 3. 10 於：全労済ソレイユ 会議室</p> <ul style="list-style-type: none">・2020年度親子で考える平和のつどい取組について・2020年度ピースアクションinナガサキの参加について・第31回県連スポーツ大会（ボウリング）取組について <p>等、協議・意見交換</p>
---	--

(5) その他主要会議

4 月	10日	地連運営委員会
	18日	ライフサポートセンター運営委員会
	25日	大分県消費者問題ネットワーク第7回理事会
	25日	県連会計監査

5 月	15日	県連第7回理事会
	21日	大分県消費者団体連絡協議会、消費者月間街頭ビラ配り
	22日	第5回組織委員会
	28日	平成31年度第1回地球温暖化対策おおいた市民会議
	28日	大分県消費者問題ネットワーク第13回総会
	29日	大分県労福協第11回定期総会
	30日	大分大学生協総会
	30日	日田市民生協総会
	30日	大分県協同組合協議会事務局会議

6 月	4日	県連第8回理事会 グリーンコープ生協おおいた総会
	8日	大分県高校生協総会
	10日	自治労信販生協総会
	11日	大分県学校生協総会
	11日	大分県職員消費生協総会
	14日	日生協第69回総代会
	20日	大分県生協連第66回総会
	22日	大分県医療生協総会
	23日	大分県福祉生協総会
	25日	生協コープおおいた総会
	28日	労福協第1回理事会
30日	勤労者医療生協総会	

7 月	3日	県連第1回組織委員会
	16日	大分県総合防災訓練第1回実行委員会
	17日	全国活動推進会議
	23日	県連第2回理事会
	24日	大分県消費者問題ネットワーク第1回理事会
	27日	親子で考える平和のつどい「大分県戦跡めぐり」3コース
	30日	大分県労働者総合生協総会
	31日	地連第1回運営委員会

8 月	7～8日	ピースアクションinナガサキ参加
	26日	大分市第1回地球温暖化対策普及啓発部会
	28日	大分県消費者ネットワーク第2回理事会
	29日	大分県消費生活審議会
	30日	大分県労福協第2回理事会

9 月	3日	2019/10北部九州豪雨災害支援・募金活動の状況調査
	9日	大分県委託チラシを各生協へ送付
	10日	大分県議会議員への出席要請
	26日	2019年度生協県連「監事研修会」
	26日	県連第3回理事会
	26日	生協と県議会議員との懇談会・懇親会
	27日	県連第2回組織委員会

10 月	1日	大分県労福協情報誌第149号編集会議
	2日	地連第2回運営委員会、活動推進会議
	3日	第2回大分県消費者団体連絡協議会
	6日	大分県労福協2019福祉研修会
	12～13日	2019年度県連役員視察研修
	16日	令和2年度大分県への要望書提出
	18日	2019年度大分県協同組合協議会研修会
24日	2019年度大分県生協大会	

11 月	1日	第26回九州地区生協・行政合同会議
	6日	大分県消費者問題ネットワーク第3回臨時総会
	9日	第30回県連スポーツ（ボウリング）大会
	21～22日	2019年度労福協南部ブロック研修会
	26日	大分市地球温暖化対策普及啓発会
	29日	県連第4回理事会 役職員研修会・トップ交流会

12 月	5日	H30年度地域消費者フォーラムin国東
	5日	地連第3回運営委員会、活動推進会議
	7日	県連第3回組織委員会
	17日	大分県消費者問題ネットワーク第3回理事会

1
月

- 6日 仕事始め
- 21日 地連・県連・日田市民生協打合せ
- 29日 地域フォーラムin津久見
- 30日 県連第5回理事会、県行政との懇談会・懇親会
- 30日 県労福協第3回理事会

2
月

- 3日 県労福協機関紙第151号編集会議
- 5日 第4回地連運営委員会・活動推進会議
- 13日 リコーSDGs講演セミナー
- 15日 労福協結成60周年記念講演会、レセプション
- 25日 消団連と不動産事業者の意見交換
- 27日 第2回地球温暖化対策おおいた市民会議

3
月

- 6日 第2回県社協ボランティア・市民活動C運営委員会
- 6日 第3回大分県消費者団体連絡協議会
- 10日 県連第4回組織委員会
- 18日 県連第6回理事会

決 算 報 告 書

(第 66 期)

自 平成 31 年 4 月 1 日

至 令和 2 年 3 月 31 日

大分県生活協同組合連合会
大分市青崎1丁目9番35号

貸借対照表

2020年3月31日現在

(単位：円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
資産の部		負債の部	
普通預金	10,822,738	預り金	60,000
定期預金	5,007,369	未払法人税等	71,000
未収会費	18,000	未払費用	0
関係団体出資金	150,000	役員退職慰労金引当金	1,200,000
		負債合計	1,331,000
		純資産の部	
		出資金	1,360,000
		法定準備金	1,352,400
		役員退職慰労金積立金	0
		災害対策積立金	2,000,000
		災害見舞積立金	1,500,000
		別途積立金	4,650,000
		会員生協支援積立金	600,000
		創立70周年記念事業積立金	1,000,000
		前期繰越利益剰余金	404,317
		当期剰余金	1,800,390
		純資産合計	14,667,107
資産合計	15,998,107	負債・純資産合計	15,998,107

2019年度損益計算書

2019年4月1日～2020年3月31日

大分県生活協同組合連合会

【収益の部】

科 目	2019年度予算額	2019年度決算額	予算対比率	備 考
県 連 会 費	15,305,600	15,305,600	100.0%	
県 委 託 費	623,700	623,700	100.0%	
役員退任慰労金積立金戻入	2,500,000	2,500,000	100.0%	
役員退任慰労金引当金戻入	2,050,000	2,050,000	100.0%	
雑 収 入	100,000	110,450	110.5%	
収 益 合 計	20,579,300	20,589,750	100.1%	

【費用の部】

科 目	2019年度予算額	2019年度決算額	予算対比率	備 考
役 員 報 酬	3,600,000	3,600,000	100.0%	
雑 給	904,400	890,880	98.5%	
福 利 厚 生 費	20,000	2,834	14.2%	
役 員 退 任 慰 労 金	4,550,000	4,560,000	100.2%	
役員退任慰労金引当金繰入	300,000	300,000	100.0%	
人 件 費 合 計	9,374,400	9,353,714	99.8%	
教 育 ・ 文 化 費	1,516,080	1,412,418	93.2%	
広 報 費	1,487,660	1,310,540	88.1%	
研 修 費	2,650,000	2,119,413	80.0%	
調 査 研 究 費	185,800	102,876	55.4%	
会 議 費	288,000	267,840	93.0%	
組 織 活 動 費	65,000	14,460	22.2%	
県 生 協 大 会 費	170,000	29,080	17.1%	
旅 費 交 通 費	512,200	500,570	97.7%	
諸 会 費	1,284,000	1,284,000	100.0%	
渉 外 費	1,020,000	1,187,813	116.5%	
事 務 用 品 費	380,000	308,387	81.2%	
通 信 費	259,664	192,443	74.1%	
地 代 家 賃	480,000	480,000	100.0%	
租 税 公 課	1,000	814	81.4%	
雑 費	169,600	153,992	90.8%	
物 件 費 合 計	10,469,004	9,364,646	89.5%	
費 用 合 計	19,843,404	18,718,360	94.3%	

【当期剰余金】

科 目	2019年度予算額	2019年度決算額	
税 引 前 当 期 剰 余 金	735,896	1,871,390	
法 人 税 等	350,000	71,000	
当 期 剰 余 金	385,896	1,800,390	

【決算関係書類の付属明細表】

1. 組合員資本の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
生協コープおおいた	200,000	0	0	200,000
日田市民生協	200,000	0	0	200,000
グリーンコープ生協おおいた	100,000	0	0	100,000
大分県学校生協	80,000	0	0	80,000
大分県高校生協	50,000	0	0	50,000
大分大学生協	50,000	0	0	50,000
大分県職員消費生協	100,000	0	0	100,000
自治労大分信販生協	100,000	0	0	100,000
大分県労働者総合生協	330,000	0	0	330,000
大分県勤労者医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県医療生協	50,000	0	0	50,000
大分県福祉生協	50,000	0	0	50,000
出資金合計	1,360,000	0	0	1,360,000
法定準備金	1,352,400	0	0	1,352,400
役員退職慰労金積立金	2,500,000	0	2,500,000	0
災害対策積立金	2,000,000	0	0	2,000,000
災害見舞金積立金	1,500,000	0	0	1,500,000
別途積立金	4,650,000	0	0	4,650,000
会員生協支援積立金	0	600,000	0	600,000
創立70周年記念事業積立金	0	1,000,000	0	1,000,000
合 計	13,362,400	1,600,000	2,500,000	12,462,400

2. 関係団体等出資金

(単位：円)

団 体 名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	
関係団体 出資金	日本生協連合会	120,000	0	0	120,000
	賀川教育基金	20,000	0	0	20,000
	九州労働金庫	10,000	0	0	10,000
合 計	150,000	0	0	150,000	

3. 引当金

(単位：円)

勘 定 科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
役員退職慰労金引当金	2,950,000	300,000	2,050,000	1,200,000
合 計	2,950,000	300,000	2,050,000	1,200,000

【その他の決算関係書類の内容を補足する重要な事項】

1. 預金明細表

(単位：円)

区 分	期首残高	期末損高	当期増加額
九州労働金庫 白杵支店 普通預金 No. 4291727	13,826,316	10,822,738	△ 3,003,578
九州労働金庫 白杵支店 定期預金 No. 7880221	5,007,072	5,007,369	297
合 計	18,833,388	15,830,107	△ 3,003,281

2. その他の資産明細表

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
未 収 会 費	0	18,000	0	18,000
前 払 金	0	0	0	0
立 替 金	0	0	0	0
合 計	0	18,000	0	18,000

3. 未払法人税等明細書

(単位：円)

内 訳	金 額
法 人 税	0
地 方 法 人 税	0
法 人 県 民 税	21,000
法 人 事 業 税	0
法 人 市 民 税	50,000
合 計	71,000

4. その他負債明細表

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
預 り 金	60,000	252,252	252,252	60,000
仮 受 金	0	204,480	204,480	0
未 払 費 用	8,171	0	8,171	0
合 計	68,171	456,732	464,903	60,000

2019年度損益金の処分表

2019年4月1日～2020年3月31日

勘定科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出資金	1,360,000	0	0	<u>1,360,000</u>
利益剰余金(合計)	14,006,717	3,400,390	4,100,000	<u>13,307,107</u>
法定準備金	1,352,400	0	0	1,352,400
その他利益剰余金(合計)	12,654,317	3,400,390	4,100,000	<u>11,954,707</u>
役員退職慰労金積立金	2,500,000	0	2,500,000	0
災害対策積立金	2,000,000	0	0	2,000,000
災害見舞積立金	1,500,000	0	0	1,500,000
別途積立金	4,650,000	0	0	4,650,000
会員生協支援積立金	0	600,000	0	600,000
創立70周年記念事業積立金	0	1,000,000	0	1,000,000
繰越利益剰余金	2,004,317	1,800,390	1,600,000	2,204,707
純資産	15,366,717	3,400,390	4,100,000	<u>14,667,107</u>

2019年度監査報告承認の件

監査報告書

2020年4月22日

大分県生活協同組合連合会
会長理事 青木 博範 殿

特定監事 江藤 隆康



監事 萩原 潤



私たち監事は、大分県生活協同組合連合会の2019年4月1日から2020年3月31日までの第66期事業年度の理事の職務執行及び決算関係書類について監査いたしました。

その方法及び結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会の定めた監査の基準に準拠して、監事相互の意志疎通および情報交換を図るほか、あらかじめ年間で定めた監査方針並びに監査計画及び職務分担等に従い、理事と意志疎通を図り、情報収集並びに監査環境の整備に努めるとともに、理事会やその他重要な会議・行事に出席し、理事よりその職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めてきました。併せて、重要な決裁書類等を閲覧し、業務並びにその財産の状況について調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその付属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

一 事業報告書及びその付属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその付属明細書の監査結果

決算関係書類（剰余金処分案を除く）及びその付属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 剰余金処分案の監査結果

剰余金処分案は、法令及び定款に適合し、かつ、連合会財産の状況その他の事情に照らして、指摘すべき事項はありません。

以上

2019年度剰余金処分(案)承認の件

剰余金処分(案)

I 当期末未処分剰余金		<u>2,204,707</u>
(1) 前期繰越剰余金	404,317	
(2) 当期剰余金	1,800,390	
II 剰余金処分量		<u>1,900,000</u>
(1) 創立70周年記念事業積立金	1,500,000	
(2) 会員生協支援積立金	400,000	
III 次期繰越剰余金		<u>304,707</u>

(注)次期繰越剰余金に含まれる生協法第51条第4項の教育事業繰越金の額は200,000円です。

以上のとおり提案します。

大分市青崎1丁目9番35号

大分県生活協同組合連合会

会長理事 青木 博 範

2020年度活動方針案並びに予算案決定の件

I 特徴的な情勢

1. 新型コロナウイルスの発生

- ① 2019年11月に中国湖北省武漢市で最初に発生した「新型コロナウイルス」は、2020年2月から瞬く間に全世界へ拡大し、2020年6月4日現在、215ヵ国で約645万人が感染、死者は約38万4千人となっています。
- ② 日本では4月7日に政府と7都府県が緊急事態宣言を発し、その後全都道府県に発令を求めました。6月4日現在、緊急事態宣言は解除されたものの岩手県以外で16,986人が感染、死者は900人となっています。
- ③ また、新型コロナウイルスは、健康面だけでなく経済活動にも重大な影響を及ぼしており、7月に開催を予定していた東京オリンピックは来年に延期、各種スポーツイベント等は中止に追い込まれており、様々な業種での休業等が続いています。

2. 国際情勢

- ① 国連で持続可能な開発目標（SDGs）が採択されて4年が経過し、世界の共通言語としてSDGsの認知は大きく広がりました。しかし、2019年9月に開催されたSDGサミットでは、国連から「達成状況に偏りや遅れがある、取り組みの拡大・加速が必要」との危機感が表明されています。
- ② 地球温暖化による気候変動は「気候危機」のレベルに悪化しており、毎年の異常気象と災害の要因となっています。国連ではパリ協定の目標をさらに強化する必要性と、目標達成に向けた社会のあらゆる側面での前例のない移行が必要であると報告しています。
- ③ 政治指導者の自国第一主義を背景に、国際情勢は不安定感を増しています。世界で紛争の種は尽きず、日本も集団的自衛権の行使によっては海外の戦争に巻き込まれていく危険性も排除できない状況にあります。
- ④ 核兵器禁止条約やヒバクシャ国際署名など、平和を願う人々の真摯な努力にもかかわらず、核軍縮は国際政治の厚い壁に阻まれています。2019年11月、長崎・広島を訪れたローマ教皇は核兵器廃絶への強いメッセージを世界に発信しました。2020年の核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議で、核軍縮・不拡散への歩みを進めることが求められます。

3. 社会やくらしの変化

- ① 人口減少と少子高齢化がさらに進行し、団塊世代が75歳以上になる2022年以降は後期高齢者の割合が急増します。平均寿命もさらなる伸びが予想されており、健康寿命を延ばしていくことが課題です。また、世帯構成の変化も進み、夫婦と子ども世帯が減少する一方で、単身・二人世帯が増え、高齢者の単身世帯が増加していくとともに、未婚率も上昇していきます。
- ② 可処分所得は上昇しているものの、消費支出は下降トレンドが続いており、将来不安が背景にあることが指摘されています。2019年10月、食料品の軽減税率は導入されたものの消費税率は10%に引き上げられました。消費は落ち込んでおり、増税後の回復は鈍い状況です。

- ③ 消費の価値観自体が変化しており、特に1980年代から2000年代初頭までに生まれたミレニアル世代は「社会的意識が高く、体験とエンガージュメントを重視」「テクノロジーがすべての基本」「SNSなどのコミュニティや連帯を大事にする」などの特徴があるとされています。「商品からサービスへ」「モノからコトへ」「所有から利用へ」などの消費の変化が進んでいます。
- ④ スマートフォンの保有が主流となり、アプリやサービスがくらしを大きく変えています。インターネット接続の中心もパソコンからスマートフォンに移行しており、ソーシャルメディア・ゲーム・動画などの伸長により利用時間が増加しています。
- ⑤ 情報化・国際化・高齢化が進む中で、消費者の関わる取引・契約も多様化・複雑化しています。全国の消費生活相談窓口寄せられた全相談件数は2018年度に11年ぶりに100万件を超えました。投資、健康食品、SNSによる悪質商法など、高齢者からの相談が増加しています。また、電子商取引等は利便性の向上をもたらす一方で、個人間取引のトラブルや利用データの取り扱いなど、既存の法令が想定しない新たな課題をもたらしています。

4. 政治の動き

- ① 2019年7月の参議院選挙の結果、いわゆる改憲勢力は発議に必要な3分の2の議席を割りましたが、自民党の安倍総裁は任期中の憲法改定に意欲を見せています。
- ② 2019年5月、政府のプラスチック資源循環戦略が策定され、使い捨てプラスチックを2030年までに25%削減するなどの目標が掲げられました。これを達成する手段の一つとしてレジ袋の有料化（無料配布の禁止）が2020年7月から実施されます。
- ③ 2019年10月から食品ロス削減推進法が施行されました。政府は2030年度までに食品ロスを半減させる目標を定めており、それを念頭に実施に向けた基本方針を2020年度内に策定することとしています。
- ④ ゲノム編集技術を利用して得られた食品等の食品衛生法上の取り扱いについて検討が行われ、2019年9月に厚生労働省から取扱要領が公表されました。

リスクコミュニケーションが十分ではなく消費者に不安感を残したままのスタートとなっています。
- ⑤ 政府は「少子高齢化と同時にライフスタイルが多様となる中で、誰もが安心できる社会保障制度に関わる検討を行う」として全世代型社会保障検討会議を設置し、年金・医療・労働・介護など社会保障全般にわたる改革を検討しています。2020年夏に最終報告を取りまとめ、2020年の通常国会で関連法案が審議される見込みです。
- ⑥ 次期介護保険事業計画（2021～2023年）に向けた制度の見直しが進められており、2020年の通常国会で法案が審議される見込みです。医療・福祉等サービスへの需要の増大に伴い、公的保険に加えて多様なヘルスケア産業が拡大していきます。
- ⑦ 2013年からエネルギーシステムの改革が段階的に進められ、すでに電気と都市ガスの小売が全面自由化されています。しかし、今後も様々な制度変更が想定されており、公正な市場の形成と消費者利益の実現の観点から注視していくことが必要です。
- ⑧ 東京電力福島第一原発事故の後、今なお多くの住民が避難生活を続けています。尽きることのない不安の中で原発再稼働に向けた適合性審査が進められており、事故の重い教訓に立った厳正な審査が求められます。また、福島第一原発の廃炉作業は2050年頃まで続くと言われていますが、汚染水の

処分や技術的課題もあり、計画通りに進められるかどうか、具体的な見通しは立っていない状況です。

- ⑨ 人口減少と需要減の中で、政府は各地域の生活に必要なサービス提供を維持するため、事業者の経営統合を促していくとして、地方銀行とバス事業者を対象とした独占禁止法の適用を除外する特例法を準備しています。2020年の通常国会で法案が審議される見込みです。
- ⑩ 日本協同組合連携機構（JGA）と各協同組合が協力して働きかけを進めた労働者協同組合法案が2020年度中にも国会で可決される見込みです。

5. 事業・経営に関わる情勢

- ① 高齢化による消費支出の減少と消費金額の少ない若年層への世代交代により、生鮮品の消費量低下と調理食品へのシフトなど、市場の縮小や消費構造の大きな変化が予想されています。
- ② 地方を中心に百貨店やスーパーマーケットの閉店が相次ぐとともに、大量出店を進めてきたコンビニも深刻な人手不足や加盟店の不満を受けてモデル見直しを迫られています。また、大手の系列に加わらないスーパーが廃業する動きもあり、地域の購買環境に影響を与えています。
- ③ 食品宅配の分野に競合他社が多数参入しています。ICT（情報通信技術）を武器として専門店チェーンやネット通販が台頭し、「リアル店舗」が伸び悩んでいます。ネット通販が伸長する一方で物流業界の人手不足と物流コスト増大が続いています。そのような中、各社が宅配ボックス・店頭受け取り・置き配など受取方法の多様化を模索しています。
- ④ 政府はキャッシュレス決済比率を2025年までに現在の2倍の40%にする目標を掲げて推進しています。消費税増税への対応としてキャッシュ例消費者還元制度が2019年10月から2020年6月まで実施されました。スマートフォン決済へ各社が参入し、急速に拡大しています。2020年10月からマイナンバーカードを活用したキャッシュレス還元策が計画されています。
- ⑤ 消費税増税後（2019年10～12月期）の国内総生産（GDP）は年率6.3%減と、市場の予想を大きく超える落ち込みとなっています。2020年1月以降の新型コロナウイルスの影響も含め、今後の景気の行方が懸念されています。
- ⑥ 働き方改革関連法が順次施行されていきます。時間外労働の上限規制の導入（2019年4月1日施行〔中小企業は2020年〕）、年次有給休暇の確実な取得（2019年4月1日施行）、正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止（2020年4月1日施行〔中小企業は2021年〕）が続きます。厚生年金のパート従業員への適用拡大は、2020年の通常国会で法案が審議される見込みです。
- ⑦ 70歳まで就業機会を確保するための制度案が2019年の「骨太の方針」に盛り込まれており、2020年の通常国会で法案が審議される見込みです。
- ⑧ 女性活躍推進法が順次施行されていきます。行動計画の策定義務や女性活躍に関する情報公表の強化などが2020～2022年までに施行されます。
- ⑨ 人工知能（AI）は検討から活用の時代に移っており、様々な活用事例が生まれてきています。自動運転は完全自動運転に向けて着々と研究開発が進められており、ドローンによる拠点間配送も実証実験が行われてきています。
- ⑩ 第5世代移动通信システム（5G）の実用化が始まります。「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」が可能となります。ICTによって事業や社会を革新していこうとする動きが進んでいます。一方で、古いシステムを理解できる人材が退職を迎え、ブラックボックス化したシステムの維持コストがかさみ、システム投資が圧迫されることが懸念（2025年の壁）されています。

II 活動の基調

国連は2015年にSDGs（持続可能な開発目標17項目）を採択し、日本生協連は2018年の第68回通常総会でコープSDGs行動宣言を採択、全国の生協はSDGsを実現するため、①持続可能な生産と消費のために、商品と暮らしのあり方の見直し、②地球温暖化対策を推進し、再生可能エネルギーの利用・普及、③世界から飢餓や貧困をなくし、子どもたちを支援する活動の推進、④核兵器廃絶と世界平和の実現をめざす活動の推進、⑤ジェンダー平等（男女平等）と多様な人々が共生できる社会づくりの推進、⑥誰もが安心して暮らし続けられる地域社会づくりへの参加、⑦健康づくりの取り組みを広げ、福祉事業・助け合い活動の推進の7つの取り組みを進めています。

県生協連は県内12生協の連帯の場として、協同互助の精神に基づき、事業種別生協間の協同・連帯・連携を強化するとともに、県内生協の総合力を発揮し、地域社会を構築している大分県行政や協同組合、県社会福祉協議会・NPO等の諸団体との良好な関係を構築し、地域社会が活性化するための多面的な役割を強めていくため、以下の活動を展開します。

1. 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動
2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組み、環境・福祉・平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動
3. 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を発揮する活動
4. 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

III 具体的な活動

1. 会員生協の活動を支援し、交流・連帯を促進する活動

- (1) 会員生協の経営状況を理事会で報告し、情報を共有化します。
- (2) 機関誌である「県連だより」を年2回、「おおいたの生協」を年1回発行し、会員生協へ情報を伝達するとともに、各級議員、県や各自治体、各政党等に配布し、生協活動の広報に努めます。
- (3) 大分県生協大会の開催や会員生協の役職員の研修会や監事を対象とした研修会を開催します。
- (4) 大規模災害と危機管理に備えるために日生協九州地連と連携して取り組みます。
- (5) 県連内の各委員会や部会を開催し、情報交換に努めます。

2. 食の安全・安心、消費者問題の取り組み、環境・福祉・平和活動などを通じて、生活の安全・安心に貢献する活動

(1) 食品の安全・安心の定着と普及の促進

- ① 会員生協と連携し、食品の安全・安心の定着と普及促進に努めます。
- ② 「消費者力」の向上をめざし、暮らしの安全を実現できる社会システムづくりに向けて、社会的役割を發揮し消費者組織としての意見発信や学習活動に取り組みます。
- ③ 行政等の各種審議会や協議会に参画し、積極的に意見を反映します。

(2) 消費者問題への取り組み

- ① 地方消費者行政の充実を求める取り組みと、県生活環境部と連携して消費者問題に取り組みます。
- ② 県や自治体の各種審議会や協議会に参画して、消費者行政の充実に向けて意見反映していきます。
- ③ 消費者被害の未然防止や拡大防止・救済活動を行う適格消費者団体であるNPO法人「大分県消費者問題ネットワーク」の中心的役割を果たします。
- ④ 大分県消費者団体連絡協議会の事務局を担っており、消費者月間である5月の街頭キャンペーンや地域消費者フォーラム等の活動に積極的に取り組みます。

(3) 環境・福祉活動の推進

- ① 地球温暖化防止のために、大分市の地球温暖化対策市民会議等に積極的に参画し、その役割を果たします。
- ② 地域生協の暮らしの助け合い活動や医療・福祉生協の活動と連携して福祉活動の強化に努めます。

(4) 平和活動の取り組み

平和の尊さ、戦争や核兵器のない社会の実現をめざして、日生協が主催するピースアクション in ナガサキに参加するとともに、県連独自の親子で考える平和のつどいの開催等に取り組みます。

3. 行政や他団体との連携を強め、生協の社会的役割を發揮する活動

(1) 大分県行政との連携強化

- ① 生協の窓口である県生活環境部県民生活・男女共同参画課と、日常的な意見交換や情報交換を行い、連携を強化していきます。
- ② 10月に次年度県予算編成並びに行政執行に関する意見書を提出し、1月に県生活環境部との意見交換を実施します。
- ③ 県より委託されている詐欺・悪質商法防止啓発事業について、会員生協と協力し、店舗等でのチラシ配布に取り組みます。

(2) 大分県議会議員との懇談会の開催

今年で30回目となる県議会議員との懇談会を9月頃に開催し、生協としての政策要求や役割、社会的貢献活動への理解と協力を求めています。

(3) 大分県労働者福祉協議会との連携

大分県労働者福祉協議会の活動に参画し、福祉活動を通して労働団体や福祉団体と幅広く連携していきます。

(4) 協同組合間の連携

大分県協同組合協議会の一員として、協同組合間活動に関する理解をさらに深め、活動の意義を広く県民に広報するとともに、地域社会への貢献に資する活動に取り組みます。

4. 東日本大震災や地震や水害の被災者・避難者支援を強化する活動

(1) 東日本大震災、福島第一原発事故の被災者・避難者支援の取り組み

① 東日本大震災、東京電力福島第一原発事故から9年が過ぎ、被災地の復興・復旧活動は進んではいますが、依然として多くの方が県内外での避難生活を余儀なくされている中、国民の関心は薄らいできています。

② 県連加盟の各会員生協は、これまで福島県産品の購買運動等に取り組み、県連も福島県新地町への記念植樹等に取り組んできました。

今後は、復興・復旧が終わるまで、被災地を支援するとともに被災地の今を知り伝える～忘れない取り組みを継続します。

(2) 地震や水害の被災者・避難者支援の取り組み

① 2019年8月の九州北部豪雨、同年9月の台風15号と台風19号により、九州3県と東日本12都府県で死者100名、1級河川の氾濫等による甚大な被害が発生しました。

② 日本生協連及び全国の生協、県連加盟の各会員生協も被災地支援が厳しい状況の中、募金活動やボランティア活動に取り組みましたが、今後も、地震や水害の被災者・避難者の支援活動は継続していきます。

IV 会員生協の活動

【地域生協の活動】

生活協同組合コープおおいた

1. 商品活動

① 「エシカル消費」「ゲノム編集」の学習会を地域で開催し、情報を正しく伝える役割を果たします。

- ② 生産者と交流できる企画を地域で組み立て、一人でも参加できるようにします。
- ③ 「援農」企画を再構築して提案します。
- ④ 店舗全体で「H A C C P」に準拠する状態にします。

2. 事業活動

①宅配事業

年間1.1万人の仲間づくりを目標とし、カタログ配布枚数の純増1,600名をめざします。

②店舗事業

生鮮構成比を52%に引き上げ、組合員カード提示率65%、及び組合員カード供給高割合75%をめざします。

③移動店舗事業

移動店舗販売車両は増車せずコースごとの利用料金を引き上げます。

④共済事業

配送委託先との情報連携を強め、契約数を確実に達成します。また、「はじめてばこ」をお届けした組合員の内、共済成約20%をめざします。

⑤大分市内の事業所利用者をさらに増やし、収益性を高めます。

3. 組合員活動

① 組合員がより自主・自発的に参加したくなるような整備を行っていきます。

② 研修の場を増やし、企画に関する発想が湧く教育を行っていきます。

4. 地域社会貢献活動

①買い物弱者支援

引き続き地域包括連携協定を締結した自治体と協議しながら取り組んでいきます。

②生活困窮者支援

フードドライブの広報活動、組合員からの回収機会を増やし、提供商品の増加に取り組みます。

③子育て支援

「はじめてばこ」お届け対象以外の家庭への支援を検討します。

5. 復興支援活動

ふくしま復興支援の3つの柱「買い支え」「交流」「情報」は時期と状況を鑑みて、企画や学習会を組み立てます。

日田市民生活協同組合

1. 2020年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受ける中でのスタートとなりました。世の中は今まで以上に激しく、そして大きく変わっています。加えて、予期せぬ出来事も数多く発生しており、今はまさに大変動期といえます。これを乗り切り、新しい協同組合、日田市民生協の新たなステージへの模索を始めなければなりません。厳しい環境にあって私たちが取り組むべき課題は山積していますが、年度スローガンを『新に挑む』～変化に対応した大胆な縮小と拡大～として取り組んでいきます。

2. 2020年度事業達成目標

1. 新たな商品・売場・サービスへの挑戦。
2. 新たな働き方、作業改善への挑戦。
3. 組合員の暮らしに寄り添った事業を中心に据える。

グリーンコープ生活協同組合おおいた

1. 「グリーンコープに発し」「グリーンコープを貫く」「グリーンコープを越えていく」

2019年新たなマスタープラン第二次「夢ヲかたちに」が策定されました。

私たちは、生協設立と同時に直面する様々な課題を生協という組織の中でいかに解決できるか日々挑戦し続けてきました。そして、現在、その活動は生協の枠を超え広く地域の中にもまで広がっています。

第二次「夢ヲかたちに」では、こうしたこれまでの活動を振り返り、改めて、未来に向かって今私たちに何ができるかを、それぞれが考える内容となっています。

2020年度活動方針は、第二次「夢ヲかたちに」を私たちの羅針盤とし、これからの「グリーンコープ（私たち）の時代を創る」ためのものにしたいと考えます。

2. 「グリーンコープに発し」

生協おおいたも組合員3万人をめざせる規模となりました。組織が大きくなることで、実現できる夢も増えています。

さらに、組合員の願いを形にするために、まずは、私たち組合員・ワーカーズ・職員が「思い」を一つにつなぎ、組合員活動の基本である「仲間づくり」と「利用普及」にしっかりと取り組んでいきます。

現在の課題→新規加入者の利用定着・活動組合員の減少・おおいた独自商品開発・店舗やキー
プ&ショップでの利用普及など

3. 「グリーンコープを貫く」

「子どもたちに安心して飲ませられる牛乳を」と願った母親たちが立ち上げた生協おおいたは、せっけん運動を進める仲間とつながりながら現在のグリーンコープ連合会へと成長してきました。

今、原点を見つめ直し「食の安心・安全」を中心に私たちの暮らしの中から社会を良くするために積極的に取り組んでいきます。

現在の課題→グリーンコープ商品の確かさの確立・遺伝子組み換え・ゲノム編集食品・種子
法廃止・添加物・農薬・環境・せっけんの利用普及など

4. 「グリーンコープを越えていく」

急速な少子高齢化を受け地域社会は疲弊しています。これまで、町内会や子ども会など人と人とのネットワークが土台となり地域や社会が担ってきた役割を、私たちは生協の枠を超え柔軟な姿勢で担っています。

改めて、「子どもたちの未来」のために私たちの暮らしを取り巻く課題を地域の中から解決できるよう、多くの方々とつながりながら取り組んでいきます。

現在の課題→子どもの貧困・里親制度の普及・地域福祉・脱原発・グリーンコープでんき・
平和・SDGs

【職域生協の活動】

大分県学校生活協同組合

2020年度は、第19次中期計画3ヶ年計画(2019～2021年度)の中間年度となりますが、「安全・安心で豊かな暮らしの提供、事業の改革・改善及び経営・財務基盤の確立、地域社会に貢献できる生協」をめざし、以下の重点方針を中心に取り組んでいきます。

1. コンプライアンスに則った学校生協の運営と組織の活性化を進めます。

- ① コンプライアンスに則った機関運営をさらに進めます。
- ② 内部統制の確立に向け規則・規定類の整備を行います。
- ③ 法改正・制度改正に適正に対処します。(生協法一部改正、新会計基準)
- ④ 新採用者を中心とした現職教職員の加入促進に取り組みます。
また、臨時教職員の組織化に向けた整備を進めます。
- ⑤ 退職者の継続加入と定期的に退職組合員の確認を行います。
- ⑥ 組合員に対し学校生協活動の理解を深めるための広報活動を充実させます。
また、組合員活動の見直しを図ります。
- ⑦ 学校現場における働き方改革の影響を注視しながら専門委員会(組織委員・商品委員)と生協係との連携強化を図ります。

また、専門委員会と生協係会の見直しも図ります。

2. 経営数値の改善を進めるとともに経営組織に貢献できる人材を育成します。

- ① 経営経費の削減をめざし、さらなる内容の精査を行います。
- ② 経営基盤の強化並びに組合員還元ができる経営構造の改善に取り組みます。
- ③ 基幹システムの再構築(開発・改善)を進めます。
- ④ 2021年度4月に導入予定の新会計基準に準拠した事業・会計処理を行います。
- ⑤ 次世代を担う役職員の力量アップと意識改革に努めます。

大分県高等学校生活協同組合

1. 組合員数増加のために積極的に学校訪問を行い、新採用者と過年度採用者の新規加入に取り組みます。組合員の退職予定者に対して、継続利用をお願いし、脱退者の減少に努めます。出資金増資の活動に力を入れ、1人当たりの出資金の減少に歯止めをかけます。

2. 年3回の共同購入(強化月間)に力を入れ、利用高・利用者数の増加を図ります。県内の職域生協合同で県産品愛用運動に取り組み、地産地消に貢献します。

新商品の開発と積極的な情宣活動を行い、独自企画(回覧企画)の利用拡大により供給活動の活性化に取り組みます。

3. コンプライアンスを遵守して経営の健全化と改善に努めるとともに、生協委員との協力関係を深め、組合員相互の連帯と生協活動への理解に努めます。厳しい状況の中、事業経費削減に取り組み、経常剰余金の増加に努めます。
4. 日本生協連合会・学協部会における他県の学校生協や大分県生協連合会の職域生協・地域生協・医療福祉生協と連携して、組合員の安全で安心できる豊かな暮らしを求め、共に支え合う社会の実現のために組合員と力を合わせて事業全体の活性化に取り組みます。

大分大学生生活協同組合

1. 2020年度に向けた課題

- ① 今回出た経常剰余金は、前年度までの赤字に全額補填します。これにより残りの累積赤字は約1,500万円までに縮小します。2020年度には何としても累積赤字を解消することが対処すべき大きな課題です。
- ② また、新型コロナウイルスの感染防止のため、学事日程の変更やオンライン授業の拡大に伴う登校率の変化も今後の生協の経営に大きな影響を与えるものと考えられます。

2. 大分大学生協がめざしていること

大分大学生協の活動や事業の目的はすべて“学生の学びと成長”に貢献することだと考えています。社会に出る最後の学生時代、大学4年間の学生の成長にどれだけ貢献できたかが生協の評価そのものかもしれません。

大分大学生協は学生の成長が大学の元気、生協の元気につながっていくような生協づくりを今後もめざしていきます。

そのことが「大学の中に生協が存在する」大きな存在価値だと考えます。

大分県職員消費生活協同組合

2020年度は、引き続き人件費の見直しや、事業経費の節減を進めます。

また、供給高の増加策として、共同購入・商品あっせん事業をはじめとする既存事業の充実や手数料増加のための新規指定店・新規事業の開拓、県と連携した各種事業、ホームページを活用した事業等を積極的に展開していきます。

安定した事業運営と職員の資質向上・業務研さんのもと、黒字化に向けて取り組みます。

自治労大分県本部信用販売生活協同組合

1. 第3次中期事業計画（2017-2019年度）を総括し、第4次中期事業計画（2020-2022年度）を策定することとします。
2. 2020年度は、第4次計画の1年次として、県産品愛用運動をさらに充実・強化させるとともに、自治労生協OCカード、葬祭・住宅・各種保険事業等を推進し、2020年度の供給目標と利益目標の達成に取り組みます。

3. 組織面では、引き続き各単組の生協事業推進体制の充実・強化に向け、意見交換や説明会等に取り組みます。

大分県労働者総合生活協同組合

1. 住宅事業

- ① 2020年度も引き続き、「あすみの丘」「新別府」「ビューステージ高崎台」の分譲住宅の販売を主に、外部中注文宅の受注をめざします。
- ② リフォーム事業は、関係団体の広報誌での周知や教宣チラシ及び既リフォーム者からの紹介に対し、信頼施工をモットーに迅速な対応を行います。
- ③ 賃貸事業では、特に、好評をいただいている総合生協中央パーキングプリペイドカード（10,000円券を7,400円、5,000円券を4,300円）の販売促進、リピーターの利用促進につとめます。

2. 旅行事業

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、組合員への安定的な旅行サービスを提供するために大手旅行社との提携を強め、組合員・協力団体のニーズに合った商品提供や、出張チケット対応の諸問題を解決し、各労組行事の受注拡大を図ります。
- ② また、2019年度に引き続き、新規団体顧客の獲得を重点課題として、新規団体紹介特典をアピールし、事業の拡大を図ります。

【医療・福祉生協の活動】

大分県勤労者医療生活協同組合

1. 2020年度は、新型コロナウイルスにより外来患者の減少や在宅利用者の訪問禁止などへの影響が出ています。院内感染が発生しないよう、その対応に万全を期します。国の緊急事態宣言により、診療に訪れる患者さんはさらに減少すると思われます。また、補償費用などもあり、今後は一層の社会保障費抑制政策が深刻になるものと思われます。
2. そんな時でも、医療・介護専門職の確保に努め、事業の安定した診療とサービスを提供できる体制を図ります。そのためには、研修や学習をし、各人の資質の向上に努め、患者や利用者の立場を理解して各種事業を推進します。
3. 関係団体と連携し、組織の強化拡充に取り組みます。そのために組合員管理を徹底し、休眠組合員との連絡を密にし、情報の提供に努めます。そして、組合員活動に参加できる体制の構築を図り、生協の経営安定に努め、経営改善をめざします。

大分県医療生活協同組合

1. 「医療生協の地域包括ケア」を事業と運動で推進します。
2. 医療生協運動を担う意思の確保と要請を前進させます。
3. 医療生協運動を担う幹部の育成、職員の確保と育成に取り組みます。
4. 経営課題を改善し、安定した経営基盤の確立をめざします。
5. 暮らしへの不安が広がる中、支部・事業所の相談機能を高め、暮らしと平和を守る取り組みを広げます。
6. 新型コロナウイルス感染症の拡大で健康と暮らしが大変になる中、感染対策に関わる情報発信と相談活動に取り組みます。

大分県福祉生活協同組合

2020年度は、地域の要求に応え「誰もが安心して住み続けられる地域づくり」を進めます。経営改善はもとより地域に気軽に集まれる居場所づくりに力を入れます。赤字経営体質を克服し、累積赤字の解消を確実にする事業経営を行います。

1. デイサービス事業と給食事業を中心に事業を展開します。
通所介護事業（デイサービス）をさらに強化発展させ、地域に頼られる、地域の人が集うデイサービスをめざします。
2. 生きるに必須の食「給食事業」を事業経営の中心に位置づけます。
3. 組合員加入者100人に取り組みます。
4. 福祉生協と地域の高齢者の皆さんの共同で、たまり場づくりが始まっており、その取り組みを強化し成功させます。
5. 「ホームページ」のリニューアルが遅れており、今年度は完成させます。
共同して事業展開に取り組んでいる、医療法人ニコニコ診療所と福祉生協から情報の発信を行います。
6. 第12回「ニコニコ生活村祭り」を開催します。
7. 野津地域の公民館と協力している健康教室を今年度も継続するとともに、三重町地区での開催を増やします。
8. 高齢者スポーツであるゲートボールやグランドゴルフの開催を支援します。

2020年度収支予算書

2020年4月1日～2021年3月31日

大分県生活協同組合連合会

【収益の部】

科 目	2019年度予算額	2019年度決算額	予算対比率	前年予算比
県連会費	15,305,600	15,305,600	15,370,500	100.4%
県委託費	623,700	623,700	623,700	100.0%
役員退任慰労金積立金戻入	2,500,000	2,500,000	0	0.0%
役員退任慰労金引当戻入	2,050,000	2,050,000	0	0.0%
雑収入	100,000	110,450	100,000	100.0%
収益合計	20,579,300	20,589,750	16,094,200	78.2%

【費用の部】

科 目	2019年度予算額	2019年度決算額	2020年度予算額	前年予算比
役員報酬	3,600,000	3,600,000	3,600,000	100.0%
雑給	904,400	890,880	926,000	102.4%
福利厚生費	20,000	2,834	20,000	100.0%
役員退任慰労金	4,550,000	4,560,000	0	0.0%
役員退任慰労金引当金繰入	300,000	300,000	300,000	100.0%
人件費合計	9,374,400	9,353,714	4,846,000	51.7%
教育・文化費	1,516,080	1,412,418	1,591,000	104.9%
広報費	1,487,660	1,310,540	1,358,000	91.3%
研修費	2,650,000	2,119,413	980,000	37.0%
調査研究費	185,800	102,876	211,000	113.6%
会議費	288,000	267,840	290,000	100.7%
組織活動費	65,000	14,460	70,000	107.7%
県生協大会費	170,000	29,080	150,000	88.2%
旅費交通費	512,200	500,570	520,000	101.5%
諸会費	1,284,000	1,284,000	1,784,000	138.9%
事務用品費	380,000	308,387	240,000	63.2%
渉外費	1,020,000	1,187,813	1,260,000	123.5%
通信費	259,664	192,443	260,000	100.1%
地代家賃	480,000	480,000	480,000	100.0%
租税公課	1,000	814	1,000	100.0%
雑費	169,600	153,992	172,000	101.4%
物件費合計	10,469,004	9,364,646	9,367,000	89.5%
費用合計	19,843,404	18,718,360	14,213,000	71.6%

【当期剰余金】

科 目	2019年度予算額	2019年度決算額	2020年度予算額	前年予算比
税引前当期剰余金	735,896	1,871,390	1,881,200	255.6%
法人税等	350,000	71,000	500,000	142.9%
当期剰余金	385,896	1,800,390	1,381,200	357.9%

役員報酬決定の件

2020年度の役員報酬については、下記の総額の範囲とし、その範囲内における役員報酬額、支給方法などについては、理事会の協議に一任願います。

理事の報酬	総額	3,600,000円以内
-------	----	--------------

役員選任の件

定款第21条（役員を選任）及び役員選任規約第8条（役員選任議案の説明及び採決）に基づき、役員を選任（理事・監事）を提案します。

1. 役員の数数は定款第20条により、次のように定められています。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人

2. 役員を選任については、役員選任規約第2条で、次のように定められています。

1. 役員を選任に当たっては、理事については以下の選任区分を設け、監事については全県区分として役員候補者を選出する。

- (1) 全県区分
- (2) 分野区分

2. 理事の全県区分においては、生協運営全体の観点から選定する常勤役員及び有識者理事の候補者を選定する。

3. 理事の分野区分においては、理事会において定めた会員生協毎に理事を選定する。

3. 役員候補者選任の経過

1. 定款第20条・第21条及び役員選任規約第5条・第6条・第11条に基づく役員選任について実施するために、3月18日に開催した第6回理事会において役員推薦委員会の委員（5名以内）を決定しました。

2. 定款第20条・第21条及び役員選任規約に基づき、5月14日付で役員選任の公告を行い、5月27日に締め切りました。

3. 5月28日開催の監事会において、定款第21条及び役員選任規約に基づき、「監事候補者の選任」について協議を行い、当該監事候補者の選任を総会に付議することが同意、確認されました。

4. 6月3日開催の役員推薦委員会において、役員選任規約に基づき役員候補者の選考を実施し、選考結果を会長理事に報告しました。

5. 6月3日に開催した第8回理事会において、第67回通常総会の第6号議案として提案することを確認しました。

2020 年役員選任における役員候補者名簿

(注：略歴・現職は 6 月 24 日現在のものです。)

(理事候補者 13 名)

No.	区 分	氏 名	略 歴 ・ 現 職	
1	分野区分	青木博範 1961 年生	1996 年 6 月 2008 年 6 月 2012 年 6 月 2013 年 6 月	生活協同組合コープおおいた常務理事 生活協同組合コープおおいた専務理事 生活協同組合コープおおいた理事長 大分県生活協同組合連合会会長理事
2	分野区分	後藤哲也 1964 年生	1987 年 4 月 1993 年 5 月 1997 年 5 月 2000 年 6 月 2006 年 6 月	日田市民生活協同組合入職 日田市民生活協同組合常務理事 日田市民生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会監事 大分県生活協同組合連合会理事
3	分野区分	日隈健一 1965 年生	2006 年 3 月 2008 年 6 月 2018 年 6 月 2018 年 6 月	グリーンコープ生活協同組合おおいた店舗事業部長 グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事 グリーンコープ生活協同組合おおいた専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
4	分野区分	高瀬宏一 1957 年生	1980 年 4 月 2008 年 4 月 2011 年 6 月 2012 年 6 月 2016 年 4 月 2016 年 6 月	大分県学校生活協同組合入職 大分県学校生活協同組合統括部長 大分県学校生活協同組合常務理事 大分県生活協同組合連合会監事 大分県学校生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
5	分野区分	三重野修次 1952 年生	2007 年 4 月 2010 年 4 月 2013 年 4 月 2017 年 4 月 2017 年 6 月	別府市立別府商業高等学校校長 大分県立情報科学高等学校校長 大分高等学校常勤講師 大分県高等学校生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
6	分野区分	磯崎修治 1967 年生	2012 年 5 月 2016 年 5 月 2016 年 7 月 2020 年 6 月	立命館生活協同組合常務理事 福井大学生生活協同組合常務理事 福井大学生生活協同組合専務理事 大分大学生生活協同組合専務理事
7	分野区分	政丸佐智夫 1956 年生	1975 年 6 月 2007 年 5 月 2017 年 3 月 2017 年 4 月 2017 年 6 月 2017 年 6 月	大分県庁入職 大分県職員消費生活協同組合理事長 大分県庁退職 大分県職員消費生活協同組合事務局長 大分県職員消費生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事

No.	区 分	氏 名	略 歴 ・ 現 職	
8	分野区分	首藤 俊一 1964年生	1989年4月 2019年4月 2019年6月 2019年6月	自治労大分県本部入職 自治労大分県本部信用販売生活協同組合常務理事 自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
9	分野区分	森 徳夫 1956年生	1979年6月 2008年4月 2016年7月 2017年6月	大分県住宅生活協同組合入協 大分県労働者総合生活協同組合統括部長 大分県労働者総合生活協同組合常務理事 大分県生活協同組合連合会理事
10	分野区分	橋本 敏雄 1956年生	1975年4月 1988年9月 1995年9月 2016年6月 2017年6月 2017年6月	日本通運株式会社入社 全日通労働組合大分県支部書記長 全日通労働組合大分県支部執行委員長 大分県勤労者医療生活協同組合常務理事 大分県勤労者医療生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
11	分野区分	田辺 修 1959年生	1982年5月 2002年6月 2004年6月 2006年6月 2006年6月	大分県医療生活協同組合入協 大分県医療生活協同組合常務理事 大分県医療生活協同組合専務理事代行 大分県医療生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事
12	分野区分	辛島 サツキ 1944年生	1973年5月 1981年7月 2014年5月 2018年6月	社団法人福岡医療団千島橋病院入職 大分県医療生活協同組合入協 大分県福祉生活協同組合常任理事 大分県生活協同組合連合会理事
13	全県区分	河原 伸明 1954年生	1977年10月 2005年9月 2009年5月 2009年6月 2019年6月	自治労大分県本部入職 自治労大分県本部信用販売生活協同組合常務理事 自治労大分県本部信用販売生活協同組合専務理事 大分県生活協同組合連合会理事 大分県生活協同組合連合会専務理事

(監事候補者 2名)

No.	区 分	氏 名	略 歴 ・ 現 職	
1	全県区分	江藤 隆康 1963年生	2009年4月 2011年4月 2014年4月 2014年6月 2014年6月	生活協同組合コープおおいた組織支援本部長 生活協同組合コープおおいた店舗事業本部長 生活協同組合コープおおいた宅配本部長 生活協同組合コープおおいた専務理事 大分県生活協同組合連合会監事
2	全県区分	萩原 潤 1974年生	2011年3月 2013年6月 2016年6月	グリーンコープ生活協同組合おおいた管理部長 グリーンコープ生活協同組合おおいた常務理事 大分県生活協同組合連合会監事

議案決議効力発生の特

本総会の各議案について、議案の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会に一任していただくよう提案します。

2020年度 活動スケジュール (2020年7月～12月) 予定

(2020年)

	7 月		8 月		9 月		10 月		11 月		12 月	
1	水		土	大分県戦争遺跡めぐり親子 平和の集い(バス)(中止)	火		木		日		火	1
2	木	第1回組織委員会	日		水	第2回組織委員会	金		月		水	③地連運営委員・ 活動推進会議
3	金		月		木		土		火	文化の日	木	
4	土		火		金		日		水		金	第3回組織委員会
5	日		水		土		月		木		土	
6	月		木		日		火		金		日	
7	火		金	ピースアクションin ナガサキ(中止) ↑	月		水		土		月	
8	水		土	↓	火		木		日		火	
9	木		日		水		金	役員視察研修	月		水	
10	金		月	山の日	木		土	//	火		木	
11	土		火		金		日		水		金	
12	日		水		土		月		木		土	
13	月		木		日		火		金		日	
14	火		金		月		水	監事研修会	土		月	
15	水	①地連活動推進会議 (全国)	土		火		木		日		火	
16	木		日		水	第3回理事会・県 議懇談会 予定	金		月		水	
17	金		月		木		土		火		木	
18	土		火		金		日		水		金	
19	日		水		土		月		木		土	
20	月		木		日		火		金		日	
21	火	第2回理事会	金		月	敬老の日	水		土	第31回スポーツ交流会ポ ウリング大会25レーン	月	
22	水		土		火	秋分の日	木	生協大会	日		火	
23	木	海の日	日		水		金		月	勤労感謝の日	水	
24	金	スポーツの日	月		木		土		火		木	
25	土		火		金		日		水		金	
26	日		水		土		月		木		土	
27	月		木		日		火		金	第4回理事会・役職員 研修会・トップ研修会	日	
28	火		金		月		水		土		月	仕事納め
29	水	30日 総合生協 総代会	土		火		木		日		火	
30	木	①地連運営委員会・ 活動推進会議	日		水	②地連運営委員会・ 活動推進会議	金	九州生協・行政合 同会議 予定	月		水	
31	金		月				土				木	

2020年度 活動スケジュール (2021年1月～6月) 予定

(2021年)

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	
1	金 元旦	月	月	木	土	火	1
2	土	火	火	金	日	水	第8回理事会
3	日	水	④地連運営委員 会・活動推進会議	水	土	月 憲法記念日	木
4	月 仕事始め	木	木	日	火	みどりの日	金
5	火	金	金	月	水	こどもの日	土
6	水	土	土	火	木	日	6
7	木	日	日	水	⑤地連運営委員 会・総会議案検討	金	月
8	金	月	月	木	土	火	8
9	土	火	火	金	日	水	9
10	日	水	水	第4回組織委員会	土	月	木
11	月 成人の日	木	建国記念の日	木	日	火	金
12	火	金	金	月	水	第7回理事会	土
13	水	土	土	火	木	日	13
14	木	日	日	水	金	月	14
15	金	月	月	木	土	火	15
16	土	火	火	金	日	水	16
17	日	水	水	第6回理事会	土	月	木
18	月	木	木	日	火	金	18
19	火	金	金	月	水	土	19
20	水	土	土	春分の日	火	木	日
21	木	日	日	水	金	月	21
22	金 地域消費者フォー ラムin 予定	月	月	木	土	火	22
23	土	火	天皇誕生日	火	金	日	水
24	日	水	水	土	月	木	第88回総会、第1回 理事会、懇親会
25	月	木	木	日	火	金	25
26	火	金	金	月	水	土	26
27	水	土	土	火	木	日	27
28	木 第5回理事会、 行政との懇談会予定	日	日	水	金	月	28
29	金	△	月	木	昭和の日	土	火
30	土		火	金	日	水	30
31	日		水	月	月	31	

「資料」

「2020年度大分県予算編成ならびに行政執行に関する要望書」について(回答)

2019年10月16日付けで要望のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

2019年12月27日

2020年度要望事項	回 答
<p>1 消費者行政の充実・強化について要望します。</p> <p>(1) 大分県におかれましては、消費者行政を推進し、県民の消費生活の安定と向上に関する「第3次大分県消費者基本計画」に基づく諸施策も来年度が最終年度となります。その進捗状況については大分県消費生活審議会等で状況分析をされていると思われませんが、基本計画の中で県生協連をはじめ消費者団体として協力できる事項について提示いただくことを要望します。</p> <p>(2) 消費者庁は2018年度の「地方消費者行政強化交付金」を40億円要求しましたが、2018年度当初予算では前年比2億円減の22億円となっています。政府はこの数年間で地方消費者行政の交付金制度を変更し削減するとともに地方自主財源化を推進しようとしています。全国では交付金の削減に反対する意見書もあがっており、大分県も交付金の拡充に向け全国知事会等に働きかけることを要望します。</p> <p>(3) 市町村の消費生活相談窓口である消費生活センターは、この間の大分県の努力により津久見市、日出町、九重町、玖珠町、姫島村を除く市町村で設置されました。未設置市町村も相談窓口は設置されており、センターと同等の規模・内容で運営されている自治体もあるようですが、現在の進捗状況及び今後の大分県の考えをお聞かせください。</p> <p>(4) 消費生活相談員は、大分市以外の市町村では人員が不足しています。消費者行政の中核を担う消費生活相談員の確保は喫緊の課題であり、引き続き消費生活相談員資格取得に向けた講座や講習会の開催を要望します。また、消費生活相談員の処遇改善に向けた諸施策の実施を要望します。</p> <p>(5) 消費者教育推進に向け、消費者自身による学習と工夫によって生き生きと多彩な活動ができるよう、引き続き消費者団体等への活動支援を要望します。特に、若年層への対応について、教育機関等と連携し、学校教育における消費者教育の充実・強化を要望します。</p> <p>(6) 適格消費者団体となった特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」は、被害未然防止のための啓発や救済活動、来年度から消費者庁では事務所の独立や体制の強化が求められていること等から財政の確立は必要条件となります。引き続き支援を行うよう要望します。</p>	<p>(所管課：県民生活・男女共同参画課)</p> <p>(1) 「第3次大分県消費者基本計画」の推進にあたっては、貴連合会をはじめ、関係団体にご協力をいただき、着実な成果を上げているところです。来年度は最終年度になりますので、成果や今後の課題等を検証し、次期計画を検討していきます。生活協同組合の皆様には、ごみの総排出量の削減や一般廃棄物のリサイクル率の向上といった第3次計画の目標指標に関することはもとより、子育てや食育、生活困窮者支援、買い物弱者支援、災害時の支援、生協のネットワークを生かした広報・啓発など幅広いご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>(2) 消費者庁は令和2年度の地方消費者行政強化交付金について、28億円を要望しております。県といたしましても市町村の要望額と合わせて最大限の交付金の確保に努めてまいります。また、全国知事会においては、毎年国に対して消費者行政予算の確保を要望しており、県といたしましても、引き続き全国知事会に対して働きかけを行ってまいります。</p> <p>(3) 消費者行政は自治事務であり、国や県の指示に従って行うものではありませんが、消費生活センターの設置については、未設置の市町村に対して、担当課長会議や市町村巡回などの機会をとらえて、重要性・必要性を説明し、促しているところです。 なお、九重町においてはセンターと同等の規模・内容で運営されており、また、玖珠町においては、日田市と連携協定を結び、日田市消費生活センターの相談員が相談を受ける体制を整えているところです。</p> <p>(4) 消費生活相談員は、消費者行政の中核を担う人材であり、その確保と資質の向上は喫緊の課題であることから、相談員の養成講座や相談員の資質向上の研修事業については、引き続き実施していきます。 また、消費生活相談員の処遇改善については、来年度より地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることをふまえ、市町村に対しても相談員の処遇改善について働きかけていきます。</p> <p>(5) これまでも「自ら考え行動できる自立した消費者」の育成を目指して、国、市町村、県及び市町村教育委員会、関係団体等と連携して幼児期から成人期までのライフステージに応じた消費者教育を推進しております。特に、2022年度より成年年齢が引き下げられることによる若年者の消費者被害を防止するため、高校をはじめとする学校教育における消費者教育の充実・強化に取り組んでいきます。</p> <p>(6) 大分県消費者問題ネットワークは、消費者問題に関する高い専門性を有する団体であり、これまでも広く県民に対しての消費関連の法令周知の普及・啓発や消費生活相談員の資質向上といった研修事業を委託するなど、県としても支援していきたいところです。 今後も引き続き連携して事業を実施していきたいと考えております。</p>

2020年度要望事項	回 答
<p>2 食の安全・安心・食品ロス削減の推進について要望します。</p> <p>大分県におかれましては、食品事業者への適正表示、コンプライアンスの徹底など、消費者の信頼向上に向けた取り組み、また、食の安全・安心を確保するための情報の共有化、事案に応じた食品表示の適正化指導や食品衛生上の改善指導など関係機関の提携のもとでの取り組みを推進されていることに敬意を表します。また、食品ロス削減推進法が本年5月31日に交付されたことを踏まえ、引き続き、食の安全・安心の充実及び食品ロス削減推進に向け、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 毎年のように食の安全を揺るがす事件事故が発生しています。また、消費者は異物混入の報道など過度の不安を感じる場合があります。消費者への食品衛生の正しい知識と食の安全確保対策の情報提供を高め、冷静に受け止め対応できるよう普段のリスクコミュニケーションを図っていただくよう要望します。</p> <p>同時に、食品事故の発生抑制と拡散防止のため食品安全にかかわるリスクマネジメントの充実に向け、国や関係機関と連携し、必要な措置を講じるよう要望します。</p> <p>(2) 食品衛生管理の国際標準であるHACCPによる衛生管理は、今後も中小零細事業者での導入がさらに進むと考えられますが、事業者が着実に実施できるよう指導することを要望します。</p> <p>(3) 食の安全や食育、食品ロス削減に関する消費者教育が充実するよう以下の事項を要望します。</p> <p>① 学校教育において、食の安全や食育、エシカル消費に関して多角的に学べる工夫を行うこと。</p>	<p>(1) 県では、消費者への正しい知識の提供のために県ホームページ、フェイスブック、安全・安心メールを活用して食品による危害発生防止や食中毒予防の情報提供を行っています。また、「食の安全こども教室」を開催し、子ども達に正しい食品衛生の知識の普及を図っています。一方、毎年、事業者と消費者との意見交換の場を設けて食の安全確保対策の情報についてリスクコミュニケーションを図っています。今後もこのような事業を通じて情報提供を積極的に推進していきます。</p> <p>リスクマネジメントの充実につきましては、昨年度策定した第5次大分県食品安全行動計画に基づき食の安全の確保を推進していくとともに、国や他の自治体等関係機関との広域連携協議会を通じて広域的な食中毒事案への対策の強化を図ります。</p> <p>(所管課：食品・生活衛生課)</p> <p>(2) 食品衛生法が改正され、全ての食品等事業者にHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことを受け、県では県内各地で開催している業種別のセミナーや保健所の個別指導を通じて事業者の積極的な取り組みを支援し円滑な導入を促進します。</p> <p>(所管課：食品・生活衛生課)</p> <p>① 学校では、食の安全や食を選択する能力、感謝の心など、食育に関する内容について、家庭科の時間はもとより、体育科（保健領域）、社会科、特別活動等、学校教育活動全体を通じて実施しています。</p> <p>県教育委員会では、学校給食従事者や食育の中心的役割を担う栄養教諭等に対して各種研修会を実施し、安全な学校給食の提供や食育の充実に向けて取り組んでいます。</p> <p>引き続き、食の安全や食育が推進されるよう、市町村教育委員会等に対し働きかけを行うとともに、授業中に子どもたちが考えたレシピを給食で提供した事例を紹介するなど、研修内容の工夫を図っていきます。</p> <p>(所管課：体育保健課)</p>

2020年度要望事項	回 答
<p>② 食育推進計画に基づく食育を充実させるために、県の伝承料理を大切にすることや食の体験、食育サポーターの養成など食育推進を強化すること。</p> <p>③ 食品ロスの削減の推進に関する法律が本年5月31日に公布されましたが、大分県における食品ロス削減推進計画の策定と10月の食品ロス削減月間等の効果的な啓発等に取り組むこと。</p> <p>4) 大分県内の食料自給率の向上に向けて、以下の事項を要望します。</p> <p>① 県内農業者の支援とともに、地産地消の推進や飼料米・飼料稲などによる遊休農地の活用など積極的に推進すること。</p> <p>② 大分県での学校給食における地場農産物の活用、供給体制の一層の整備を進めること。</p> <p>③ 消費者が地元の農水産物を購入するよう啓発や推進を図ること。</p>	<p>② 県は、3期大分県食育推進計画に基づき、健やかに食を楽しむ心豊かな人づくり・活力ある地域づくりを目指し、県民一人ひとりが「食育の6つの力」を身につけていくことを目標としています。6つの力の中には、「地域の食文化を生かした料理ができる力」や農業体験を通じて得られる「食べ物のいのちを感じる力」などがあります。</p> <p>6つの力が身につくよう、県では、食育指導者・実践者を「食育人材バンク」に登録し、食育活動を行う団体等に積極的に派遣しています。現在、104の個人・団体を登録しており、これらの人材をさらに活用するために、昨年度から6回にわたり大分合同新聞で紹介するとともに、登録者のスキルアップを図るために年に1回の研修会を開催しています。</p> <p>共食（誰かと一緒に食事をすること）は6つの力を身につけることに効果があるため、SNS等を通じて共食の魅力を発信するとともに、学校、職場及び地域などの共食の場を活用して調理体験や農業体験等を実施し、食育を推進していきます。</p> <p>(所管課：食品・生活衛生課)</p> <p>③ 国の食品ロス削減に関する基本方針を踏まえ、県の食品ロス削減推進計画を策定するとともに、消費者、事業者、行政等の連携による推進体制を構築し、食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。</p> <p>食品ロス削減月間である10月には、消費者団体、事業者等の協力をいただき啓発活動等を行います。また、「もったいない」を合い言葉にした、おいしい大分食べきりキャンペーンを推進し、賞味期限の迫った商品の割引販売を行う「食べきり応援店」の登録など、事業者と連携した売れ残りや食べ残しを減らす取り組みを進めていきます。</p> <p>(所管課：うつくし作戦推進課)</p> <p>① 県ではファーマーズスクールの設置や経営拡大に向けた生産施設への助成など、農産物の生産拡大等に向けた幅広い支援を行っています。また、地産地消の推進に向けては、7月、11月に地産地消キャンペーンを行うとともに、直売所の品揃え充実や集客力向上についての支援も行っています。</p> <p>遊休農地については、その拡大防止に向けて、担い手への農集積・集約化や企業参入による活用を促進するとともに、飼料用米等を中心とする交付金を活用した作付推進を行っています。</p> <p>(所管課：地域農業振興課新規就業・経営体支援課 / 農地活用・集落営農課)</p> <p>② 学校給食において、夏と秋に生産者と消費者が一体となって地産地消を進める「おおいた地産地消キャンペーン」や11月に大分県産食材の積極的な活用などを目的とした「学校給食1日まるごと大分県」、毎月1回の「食育の日」などで地場産物の活用を図っています。また、関係部局と連携した「学校給食県産食材導入対策事業」による県産食材の供給も行っているところです。</p> <p>今後も、流通業者や生産者等と協力して、学校給食用食材の円滑な供給に取り組むとともに、安全安心な地元食材を活用した取組を継続していきます。</p> <p>(所管課：体育保健課)</p> <p>③ 県では、露地かぼすや白ねぎ等の「旬入り宣言」や、毎月第4金曜日を県産魚の日と定めるなど、市場や小売店と連携して県産農水産物も消費拡大に取り組んでいます。また、コンビニでの販売を前提に、県内の高校生、大学生、専門学校生から県産食材を使用した作品を募集する「次世代応援地産地消商品開発コンテスト」を実施し、若い世代が地産地消に関心を持ってもらう契機としています。</p> <p>(所管課：地域農業振興課)</p>

2020年度要望事項	回 答
<p>④ 主要農産物種子法廃止後も、種子採取事業や検査体制を維持し、種子の安定供給を継続すること。</p> <p>3 生活協同組合の育成・強化について要望します。</p> <p>生協は、県の消費者行政と連携して一定の役割を果たすとともに、一層地域社会への貢献ができる組織であり、これからもその役割を果たさなければなりません。</p> <p>さらに、様々な団体と協働しながら「地域社会づくり」への参加を掲げ、その具体化に向けて取り組みを進めています。生協を育成強化していくことで、安心して暮らすことができる地域社会の実現につながります。</p> <p>今後とも引き続き生協に対し連携強化・経営安定のために、予算措置の中で協働事業の拡大を要望します。</p> <p>4 大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について要望します。</p> <p>大分県におかれましては、熊本・大分地震、一昨年の九州北部豪雨に対する復旧・復興、また、昨年の西日本豪雨災害への支援等にご尽力されましたことに敬意を表します。</p> <p>つきましては、今後予想される大規模災害等の被災者支援と復興・再生及び今後の災害対策について、次の事項を要望します。</p> <p>(1) 将来起こりうる大規模災害に備え、今後の災害対策に必要な被害想定、燃料確保、物流網の維持確保等の課題に対し、生活者の意見を反映させること。</p> <p>(2) 熊本地震・九州北部豪雨、昨年の西日本豪雨の教訓から、災害復旧だけでなく被災地の暮らし全般の復興を視野に入れた支援体制をつくること。また、支援のための平常時からの財源づくりを検討すること。</p> <p>(3) 災害時の災害対応拠点となる自治体庁舎・公共施設・医療施設等の耐震化を徹底すること。</p>	<p>④ 稲、麦類及び大豆の優良な種子の安定供給は、産地育成や農家経営の安定に欠かせないものと認識しています。そのため、法に代わる県要綱等を整備し、円滑に優良な種子を生産者へ供給できる体制を維持しているところです。</p> <p>(所管課：農地活用・集落営農課)</p> <p>消費生活協同組合は、県内に56万人を超える組合員を有し、その組合員の草の根的なネットワークにより、地域に根ざした活動を行っている団体でもあり、県政を推進するうえで大切なパートナーとして、様々な分野で連携しているところです。消費者行政において消費生活協同組合を消費者団体の中核として位置づけ、消費者教育推進のための地域フォーラムの開催や消費者被害防止のための街頭啓発の実施など連携して取り組んでいます。</p> <p>また、生活困窮者に対する家計相談事業、災害時の生活必需品の安定供給、災害ボランティア活動への支援など、さまざまな分野で連携しているほか、県の事業の広報にもご協力をいただいているところです。</p> <p>今後とも、地域コミュニティの確かな担い手である生活協同組合との連携をさらに深めていきたいと考えています。</p> <p>(所管課：県民生活・男女共同参画課)</p> <p>(1) 県防災会議や「官民連携による災害対策ネットワーク会議」等を通じ、関係機関の意見の集約に努め、対策等に反映させます。</p> <p>(所管課：防災対策企画課)</p> <p>(2) 平時から関係機関と連携強化に取り組み、災害時の迅速な被災者支援ができる体制づくりに努めます。また、災害被災者住宅再建支援事業などにより、被災された方が、可能な限り早期に安定した生活が送れるよう自立復興を支援します。</p> <p>(所管課：防災対策企画課)</p> <p>(3) 自治体庁舎を含めた公共施設の耐震化率は、県施設が99.6%、市町村施設が91.7%（平成30年3月調査）、医療施設の耐震化率については、災害拠点病院及び救命救急センターで92.9%、病院全体で84.1%（平成30年9月調査）となっており、今年度は耐震化による建替が完了した市庁舎もあります。今後も、災害対応拠点となる施設に対して耐震化を働きかけていきます。</p> <p>(所管課：建築住宅課)</p>

2020年度要望事項	回 答
<p>(4) 学校教育における防災教育の充実を図り、避難対策等を徹底すること。</p> <p>(5) 災害に便乗した悪質商法・詐欺等の予防啓発を徹底すること。</p> <p>(6) 住民や企業に対し、南海トラフ地震をはじめ今後想定される大規模災害等の啓発活動を強めるなど防災・減災対策を早急に進めること。</p>	<p>(4) 平成24年度から「防災教育モデル実践事業」に取り組んでおり、これまで36校のモデル校において、津波や火山災害等地域の実情に応じた防災教育、訓練の手法、校内の防災体制等の改善について実施研究し、公開研究発表会を実施しています。</p> <p>この事業の取り組みを踏まえ、平成29年度に「学校における防災教育の手引き」及び「防災・避難対策マニュアル2017」を作成し、防災教育の充実や、実践的な防災対策等の推進を図っています。</p> <p>また、各学校の中核となって防災教育や地域連携等を推進する教員である「防災教育コーディネーター」を、県立学校は昨年度から、市町村立学校は本年度から、全ての学校に配置しています。</p> <p>この他、「学校防災アドバイザー」の派遣による防災訓練のより一層の改善や、「学校防災出前講座」による教職員の防災意識・知識の向上を図っています。</p> <p>(所管課：学校安全・安心支援課)</p> <p>(5) 災害時の混乱に乘じ、消費者の不安につけ込んで不要・不急の家屋の修繕を迫ったり、善意を利用して寄付金・義援金の名目で金銭をだまし取るといった悪質商法や詐欺等が発生することがあります。県では日頃から出前講座やホームページ、SNS等さまざまな方法により、その手口や撃退方法等について被害の未然防止の啓発に取り組んでいるところです。今後とも、最新の情報等を注視し、被害予防のための広報・啓発に努めていきます。</p> <p>(所管課：県民生活・男女共同参画課)</p> <p>(6) 南海トラフ地震や風水害等の各種災害に備えるため、地震体験車「ユレルンダー」や災害を疑似体験できるVR映像の運用及び防災グッズフェアの実施等による啓発活動の強化を図るとともに、県民安全・安心メールや今年度から運用を開始しているおおい防災アプリ等の防災情報収集ツールの普及促進、また、自主防災組織への県防災アドバイザーの派遣による防災学習の支援等により、防災意識の向上に繋がる取り組みを展開し、防災・減災対策を進めていきます。</p> <p>(所管課：防災対策企画課)</p>
<p>5 生活困窮者支援をさらに強めることを要望します。</p> <p>生活困窮者支援をさらに強めることについて、次の事項を要望します。</p> <p>(1) 子どもの貧困実態把握とその情報をできるだけ公開すること。</p> <p>(2) 給付型奨学金や就学・学習支援制度の充実を図ること。</p> <p>(3) 子どもの貧困解決のための市民の自主的な活動を支援する仕組みの検討をすること。</p>	<p>(1) 今年度、県内の小学5年及び中学2年の全児童生徒と保護者を対象に「大分県子どもの生活実態調査」を実施しているところです。今後、この調査結果を元に分析を行い、困窮世帯と他の世帯との比較により、経済的課題がもたらす実情や課題等を明らかにし、令和2年3月頃、県のホームページ等で公開することにしています。</p> <p>(所管課：こども・家庭支援課)</p> <p>(2) 高等学校の授業料については国の就学支援金制度や県単独の授業料減免補助により保護者負担の軽減を図るとともに、授業料以外の経費についても高校生等奨学給付金において支援を行っています。来年度、就学支援金の支給上限額を年収約590万円未満世帯を対象に上げを行う等、支援の拡充が予定されており、引続き保護者負担の軽減に努めます。</p> <p>(所管課：教育財務課 / 私学振興・青少年課)</p> <p>(3) 子どもの貧困率は13.9%、ひとり親世帯の貧困率は50.8%と高く、その対策は大変重要であると考えています。このため、平成30年度から市町村と連携し、NPO法人や地域住民団体、ボランティア等が自主的に「子ども食堂」を新規開設又は機能強化を行う際に助成を行っています。</p> <p>また、現在、市町村や学校関係者、子ども食堂の運営者等を構成員とした「おおい子ども食堂ネットワーク連絡会」を県内7ブロックで設置し、関係機関との連携を図っているところです。</p> <p>(所管課：こども・家庭支援課)</p>

2020年度要望事項	回 答
<p>(4) 子ども、若者、高齢者、多世代で交流できる居場所づくりへの助成金の新設を望みます。また、空き家対策も居場所に使えるように対策を検討すること。</p> <p>6 暮らしの安全・安心の確保について要望します。</p> <p>環境対策を引き続き強化するとともに、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 大分県の県土は多くの森林が占めています。県民の命と暮らしを育む森林を守り林業の活性化を図ることは重要であると考えます。「健康・省エネ住宅を推進する国民会議」が健康や省エネルギーに配慮した住まいを実現することを提唱していますが、大分県産材の活用の地域の活性化につながると考えますので、県としても普及に努めること。</p> <p>(2) 屋上緑化や壁面緑化等、CO₂削減の取り組みへの補助があると思いますが、さらに充実すること。</p> <p>7 農林水産業の育成について要望します。</p> <p>大分県では、「おおいた農林推進業活力創出プラン2015」を策定し、県内農林水産業を発展させる施策を展開しています。県民への広報をさらに強化していくとともに、私たち消費者と生産者が結びつき、地産地消や産直を推進し、食料自給率を高めていくことが大切です。そのためにも引き続き、県民との対話や交流を重視し、県内農林水産業への支援と次代の担い手の育成・支援を要望します。</p>	<p>(4) 県ではこれまで、高齢者や子育て世帯等の居場所づくりの拡充を図るため、市町村社会福祉協議会が行うサロン活動の立ち上げや活動の活性化を支援してきたところです。</p> <p>平成30年度からは、改正社会福祉法の施行に伴い、市町村が地域課題を解決するための取り組みの一つとして、サロン活動等住民同士の交流の場づくりを助成対象とする制度に組み替え、引き続き支援しています。</p> <p>空き家の利活用推進については、国・県・市町村が連携して取り組んでいます。交流の場づくりへの支援としては、国が、空き家対策の実施主体である市町村に補助する「空き家対策総合支援事業」があります。県ではこれまで、同事業の補助要件である市町村の計画策定を支援したところ、昨年度、全市町村で策定されました。これは全国で2番目となります。</p> <p>また、交流の場づくりについて、集落の活動の対し県が市町村とともに補助を行う「小規模集落等支援事業補助金」も活用できます。空き家利用の具体的な案件がありましたら、市町村や県にお問い合わせください。</p> <p>(所管課：福祉保健企画課 / おおいた創生推進課)</p> <p>(1) 住宅建築における県産材の需要拡大に向けては、地場工務店及びプレカット企業等と連携して、これまで外材が主に使用されてきたパネル工法の住宅等で県産材の活用を図る取り組みを進めています。パネル工法は、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）に適合しており、その普及は住宅の高断熱対応による省エネルギー化につながると考えています。</p> <p>(所管課：林産振興室)</p> <p>(2) 県においては、屋上緑化や壁面緑化の補助制度は設けていませんが、うつくしフォトコンテストで緑のカーテン部門を設けるなどして取り組みを促すとともに、環境への対応を効果的・効率的に行うことを目的としたエコアクション21の新規取得に対する補助等により、家庭や事業所等のCO₂削減を進めています。</p> <p>(所管課：うつくし作戦推進課)</p> <p>県では消費者と生産者との交流を通じて、多くの県民に農林水産業への理解を深めていただくことを目的に、秋の恒例イベントとして、大分県農林水産祭を開催しており、毎年10万人前後の方が訪れています。</p> <p>また、県産食材を使用したメニューを提供する飲食店を「とよの食彩愛用店(409店)」として認定し、パンフレットやホームページ等で県民へ広く情報提供を行っています。</p> <p>さらに、地産地消や産直の拡大に向けて、直売所の集客力や販売力向上を図るための取り組みに対する支援等も行っているところです。</p> <p>また、生産面では、担い手の育成について、就農学校や林業アカデミー、漁業学校等の研修制度や各種給付金制度により、新規就業者の確保・育成に取り組んでいます。</p> <p>こうした農林水産物の需要と供給の両面からの施策を進めていくことにより、食料自給率の向上を図っていきます。</p> <p>(所管課：地域農業振興課新規就業・経営体支援課)</p>

2020年度要望事項	回 答
<p>8 医療・福祉について要望します。</p> <p>(1) 障がい者制度について 障がい者が65歳になると介護保険サービスが優先されます。介護保険が優先されることで今まで受けていたサービスが受けられなくなり、日常生活に支障をきたすことが起きています。65歳になると同時に機械的に介護保険が優先されるのではなく、個別の状況に応じて障がいサービスが継続的に利用できるような制度の改善を求めます。</p> <p>(2) 介護・福祉について 介護現場では、介護職員の確保が大きな課題となっています。団魂の世代が75歳以上になる2025年は介護職員が36万人不足するともいわれています。 大分県の要介護者は、2015年度45,795人、2025年度には67,959人になると推計されており、介護職員の確保は緊急の課題です。大分県として育成のための奨学金制度、また、介護事業所への県として独自の「介護職員処遇改善」のための助成金制度など施策の検討、介護職員の確保と事業所の継続に向けて基本単位の引き上げを要望します。</p> <p>(3) 子育て支援、医療費助成制度の拡充について 少子化で子どもの数が減少しているにもかかわらず、生活保護費以下の収入で暮らす子育て世帯は、山形大学の戸室健作教授の研究調査によれば、1992年に約70万世帯だった子育て中の貧困世帯数は、2012年には約146万世帯と、20年で倍増しています。 大分県の子どもの貧困率は13.8%になっている報道もされています。「子どもの貧困」が社会的な問題となり「子ども食堂・無料塾」など。子どもを支援する輪が県内でも広がっており、大分県としても子育て支援として、医療費助成制度を中学まで拡充する事業の検討を要望します。</p>	<p>(1) 国の通知では、介護保険サービスの優先適用について、障がい者の状況やサービスを必要とする理由は多様であるため、一律に判断するのではなく、市町村が障がい者の利用意向等を把握の上、必要な支援を介護保険サービスにより受けることが可能かどうかを適切に判断することとされています。 県でもこれまで指導監査等と通じて、適切な取扱いが行われるよう市町村を指導しているところです。 (所管課：障害福祉課)</p> <p>(2) 県では、介護人材の確保対策として、新規学卒者や他分野からの離職者等に対する介護の職場体験や就職説明会、無料職業紹介を開催するなど、多様な福祉・介護人材の確保の取り組みを実施しています。また、ノーリフティングケア（抱え上げない介護）の普及促進や介護ロボット導入経費の助成を行うなど、介護職員の身体的・精神的負担軽減の取り組み、介護現場における働きやすい環境づくりに努めることにより、離職防止や定着促進を図っています。 奨学金制度については、介護福祉士養成施設等に在学する学生を対象に、資格取得後の一定期間、介護業務に従事することにより返還が全額免除される修学資金の貸付を行っています。 処遇改善については、国の処遇改善加算制度の周知に努めるとともに、加算を取得中の法人がより上位の区分の加算が取得できるよう、計画的に法人を訪問し助言を行っています。本年10月から始まった特定処遇改善加算制度についても、介護職員の更なる処遇改善が図られるよう、各法人に対する訪問による助言の外、施設団体の研修会において説明会を行うなど取得促進のための支援を行っています。 また、介護従事者の処遇改善については、本年7月の全国知事会において、介護従事者の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実に繋がること担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保することを要望しています。 (所管課：高齢者福祉課)</p> <p>(3) 子どもの貧困率は依然として高く、その対策は大変重要です。子ども医療費については、県では、所得制限を設けずに、未就学の入院・通院医療費、中学までの入学医療費を助成対象としており、この基礎的な部分に上乗せして16市町村が中学生までの通院医療費を助成し、更にうち3市が高校生まで助成対象としています。 また、大分市及び別府市も来年10月から市民税非課税世帯を対象に、通院医療費を中学生まで拡大を予定しており、子育て家庭の経済的負担の軽減を行っています。 なお、医療費は本来国が少子化対策推進の中で、全国一律の制度設計を行うべきものであり、これについては県も要望を続けていきます。 (所管課：こども・家庭支援課)</p>

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この生活協同組合連合会（以下「この会」という。）は、協同相互の精神に基づき、民主的運営によって、会員生活協同組合の育成、指導及び相互の連絡を図り、健全なる生活協同組合運動の進展を期し、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、大分県生活協同組合連合会という。

(事 業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の組織の強化及び指導並びに連絡調整に関する事業
- (2) 会員及び会員を組織する組合員の生活文化の改善向上を図る事業
- (3) 会員及び会員の役職員に対する組合事業についての知識の向上を図る事業
- (4) 会員の事業に必要な調査研究、出版及び情報を提供する事業
- (5) 各種協同組合及び関係団体との連絡調整
- (6) 県からの委託事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

(区 域)

第4条 この会の区域は、大分県一円とする。

(事務所の所在地)

第5条 この会は、事務所を大分県大分市に置く。

第2章 会員及び出資金

(会員の資格)

第6条 この会の会員は、この会の区域内に主たる事務所を有する次の団体とする。

- (1) 生活協同組合
- (2) 他の法律により設立された協同組織体で、消費生活協同組合法第2条第1項各号に掲げる要件を備え、かつ、この会の事業を利用することを適当とこの会が認めたもの

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、会員となろうとするときは、この会の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額を添え、これをこの会に提出しなければならない。

2. この会は、前項の申込を拒んではならない。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りではない。
3. この会は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の会員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。
4. 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この会が第1項の申込みを受理したときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、会員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この会の定める加入承認申請書をこの会に提出しなければならない。

2. この会は、理事会において前項の申請を承認したときは、その旨を同項の申請した者に通知するものとする。
3. 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金の払込みをしなければならない。
4. 第1項の申請した者は、前項の規定により出資金の払込みをしたときに会員となる。
5. この会は、会員となった者について会員証を作成し、その会員に交付するものとする。

(届出の義務)

第9条 会員は、会員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの会に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 会員が、事業年度の末日の90日前までにこの会に予告し、当該事業年度終りにおいて脱退することができる。

(法定脱退)

第11条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 除名

(除名)

第12条 この会は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間、この会の事業を利用しないとき。
 - (2) 出資の払込み(過怠金の納付、又は利用料の支払)を怠り、催促を受けてもその義務を履行しないとき。
 - (3) この会の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
2. 前項の場合において、この会は、総会の会日の5日前までに、除名しようとする会員にその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
3. この会は、除名の議決があったときは、除名された会員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(脱退会員の払戻し請求権)

第13条 脱退した会員は、次の各号に定めるところにより、その払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
2. この会は、脱退した会員が、この会に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
3. この会は、事業年度の終わりに当たり、この会の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。

(出資)

第14条 会員は、出資1口以上を有しなければならない。

2. 1会員の有することのできる出資口数の限度は、会員の総出資口数の2分の1とする。
3. 会員は、出資金額の払込について、相殺をもってこの会に対抗することができない。
4. 会員の責任は、その出資金額を限度とする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第15条 出資1口の金額は、1,000円とし、全額を一時払いとする。

(過怠金)

第16条 この会は、会員が出資の払込みを怠ったときは、その会員に対して、払込みを怠った出資金額の1000分の1に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を課することができる。

2. この会は、会員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その会員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

(出資口数の増加)

第17条 会員は、この会の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第18条 会員は、やむをえない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの会に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2. 会員は、その出資口数が第14条第2項に規定する限度を越えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3. 出資口数を減少した会員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの会に請求することができる。

4. 第13条第3項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

(会 費)

第19条 会員は、この会の事業に必要な経費に充てるため、別に定める規定による会費を負担しなければならない。

第3章 役 職 員

(役 員)

第20条 この会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上15人以内
- (2) 監事 2人

(役員を選任)

第21条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総会において選任する。

2. 理事は、会員たる法人の役員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、会員の役員以外の者のうちから選任することができる。

3. 理事は、監事を選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(役員の補充)

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、役員選任規約の定めるところにより、3箇月以内に補充しなければならない。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、2年、監事の任期は、2年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選は妨げない。

2. 補充役員任期は、前項規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
3. 役員任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総会の終了のときまでとする。
4. 役員任期の満了又は辞任によって退任した場合において、役員数がその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(役員兼職禁止)

第24条 監事は、つぎの者と兼ねてはならない。

- (1) この会の理事又は使用人
- (2) この会の子会社等(子会社、子法人等及び関連法人等)の取締役又は使用人

(役員責任)

第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2. 役員は、その任務を怠ったときは、この会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
3. 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。
4. 第2項の責任は、総会員の同意がなければ、免除することができない。
5. 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総会の決議によって免除することができる。
6. 前項の場合には、理事は、同項の総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
 - (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額
 - (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠
 - (3) 責任を免除すべき理由及び免除額
7. 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

8. 第5項の決議があった場合において、この会が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総会の承認を受けなければならない。
9. 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。
10. 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める行為をしたときは、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではない。
 - (1) 理事 次に掲げる行為
 - イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
11. 役員がこの会又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(理事の自己契約等)

- 第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの会と取引をしようとするとき。
 - (2) この会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
 - (3) 理事が自己又は第三者のためにこの会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
2. 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員解任)

- 第27条 代議員は、総代議員の5分の1以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。
2. 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの会に提出してしなければならない。
 3. 会長理事は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。
 4. 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨

時総会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続きをしなかったときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(役員報酬)

第28条 理事及び監事に対する報酬は、総会の議決をもって定める。この場合において、総会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2. 監事は、総会において、監事の報酬について意見を述べることができる。
3. 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(代表理事)

第29条 理事会は、理事の中からこの会を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2. 代表理事は、会の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
3. この会は、代表理事を会長理事とする。

(会長理事及び専務理事)

第30条 理事は、会長理事1人及び専務理事1人を理事会において互選する。

2. 会長理事は、理事会の決定に従ってこの会の業務を統括する。
3. 専務理事は、会長理事を補佐してこの会の業務を執行し、会長理事に事故があるときは、その職務を代行する。
4. 理事は、会長理事及び専務理事に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(理事会)

第31条 理事会は、理事をもって組織する。

2. 理事会は、この会の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、会長理事が招集する。
4. 会長理事以外の理事は、会長理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
5. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事は、理事会を招集することができる。
6. 理事は、3月に1回以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
7. その他理事会の運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(理事会招集手続)

第32条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2. 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(理事会の議決事項)

第33条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) この会の財産及び業務の執行に関する重要な事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) この会の財産及び業務の執行のための手続きその他この会の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止
- (4) 取引金融機関の決定
- (5) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事項

(理事会の議決方法)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
3. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときは除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
4. 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2. 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。

(定款等の備置)

第36条 この会は、法令に基づき、以下に掲げる書類を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 規約
 - (3) 理事会の議事録
 - (4) 総会の議事録
 - (5) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案（以下「決算関係書類」という。）及び事業報告書並びにこれらの附属証明書（監査報告を含む。）
2. この会は、法令に定める事項を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。
 3. この会は、会員又は会員の債権者（理事会の議事録については、裁判所の許可を得た会員の債権者）から、法令に基づき、業務取扱時間内において当該書面の閲覧又は謄写の請求等があったときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（監事の職務及び権限）

- 第37条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令の定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 3. 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この会の子会社に対して事業の報告を求め、又は子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 4. 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
 5. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 6. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 7. 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
 8. 第30条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
 9. 監事は、総会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。
 10. 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
 11. 会長理事は、前項の者に対し、同項の総会を招集する旨並びに総会の日時及び場所を通知しなければならない。
 12. 監事についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総会の承認を受けるものとする。

(理事の報告義務)

第38条 理事は、この会に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第39条 監事は、理事がこの会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又これらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2. 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命じるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第40条 第29条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの会を代表する。

- (1) この会が、理事又は理事であった者（以下、「この条において理事等」という。）に対し、また、理事等が会に対して訴えを提起する場合
- (2) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合
- (3) この会が、6箇月前から引き続き加入する会員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合
- (4) この会が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する会員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(会員による理事の不正行為等の差止め)

第41条 6箇月前から引き続き加入する会員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの会に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(会員の調査請求)

第42条 会員は、会員の5分の1以上の同意を得て、監事に対し、この会の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2. 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(顧問)

第43条 この会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。
3. 顧問は、この会の業務の執行に関し、会長理事の諮問に応じるものとする。

(職員)

第44条 この会の職員は、会長理事が任免する。

2. 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 総 会

(総会の設置)

第45条 この会に、この会の最高の意思決定機関として総会を設ける。

2. 総会は、会員を代表する代議員によって構成する。

(代議員の定数)

第46条 代議員の定数は、会員規則の定めるところにより、理事会において定める。

(代議員の選出)

第47条 代議員の選出は、会員規則の定めるところにより、会員の内から選出する。

(代議員の補充)

第48条 代議員が欠けた場合におけるその補充については、会員規則の定めるところによる。

(代議員の職務執行)

第49条 代議員は、会員の代表として、会員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(代議員の任期)

第50条 代議員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

(代議員名簿)

第51条 理事は、代議員の氏名及びその選挙区を記載した代議員名簿を作成し、会員に周知しなければならない。

(通常総会の招集)

第52条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3箇月以内に招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第53条 臨時総会は、必要があるときは、いつでも理事会の議決を経て、招集できる。ただし、代議員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求の

あった日から20日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

(総会の招集者)

第54条 総会は、理事会の議決を経て、会長理事が招集する。

2. 会長理事及びその職務を代行する理事がいないとき、又は前条第2項の請求があった場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第55条 総会の招集者が総会を招集する場合には、総会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。

2. 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事会の決議によらなければならない。
3. 前条第2項の規定により監事が総会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議により決定しなければならない。
4. 総会を招集するには、総会の招集者は、その総会の会日の10日前までに、会員に対して第1項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
5. 通常総会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、会員に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。

(総会提出議案及び書類の調査)

第56条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(総会の会日の延期又は続行の議決)

第57条 総会の会日は、総会の議決により、延期し、又は継続することができる。この場合においては、第55条の規定は適用しない。

(総会の議決事項)

第58条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更及び廃止
- (3) 解散及び合併
- (4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更

- (5) 出資1口の金額の減少
 - (6) 事業報告書及び決算関係書類
 - (7) 他の団体への加入又は脱退
2. この会は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であって、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものであっては、前項の規定にかかわらず、総会の議決によりその範囲を定め、理事会の議決事項とすることができる。
3. 総会においては、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りではない。
4. 規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総会の議決を経ることを要しないものとする。この場合においては、総会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の会員に対する通知、公告その他の周知の方法は第79条及び第80条による。
- (1) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理

（総会の成立要件）

- 第59条 総会は、会員を代表する代議員の半数が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。
2. 前項に規定する数の代議員の出席がないときには、理事会は、その総会の会日から20日以内にさらに総会を招集することを決しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

（役員の説明義務）

- 第60条 役員は、総会において、代議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- (1) 代議員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
 - (2) その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合
 - (3) 代議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該代議員が総会の日より相当の期間前に当該事項をこの会に対して通知した場合又は当該事項について説明するために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない
 - (4) 代議員が説明を求めた事項について説明をすることによりこの会その他の者（当該代議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 - (5) 代議員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求め

る場合

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、代議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第61条 代議員は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総会の議決方法)

第62条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 総会の議長は、総会において、出席した代議員のうちから、その都度選任する。
3. 議長は、代議員として総会の議決に加わる権利を有しない。
4. 総会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した代議員の数に算入しない。

(総会の特別決議方法)

第63条 次の事項は、代議員の半数以上が出席し、その3分の2以上の多数で決しなければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 第25条第5項に規定する役員の実任の免除

(議決権の書面又は代理人による行使)

第64条 代議員は、第55条第4項の規定により、あらかじめ通知があった事項について、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。ただし、代議員でなければ代理人となることはできない。

2. 前項の規定により、議決権を行う者は、出席者とみなす。
3. 第1項の規定により書面をもって議決権を行う者は、第55条第4項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、その賛否を書面に明示して、第67条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この会に提出しなければならない。
4. 代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。
5. 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議事録)

第65条 総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選任した代議員2名がこれに署名又は記名押印するものとする。

(解散又は合併の議決)

第66条 総会においてこの会の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、会員に当該議決の内容を通知しなければならない。

2. 前項の議決があった場合において、会員が総会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3. 前項の請求の日から2週間以内に代表理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会の招集しなければならない。

4. 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総会の議決は、その効力を失う。

(総会の運営規約)

第67条 この定款に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、総会運営規約で定める。

第5章 事業の執行

(事業の利用)

第68条 この会は、会員が第3条各号の事業を利用することについて、規約又は規則で、あらかじめその方法について定めることができる。

第6章 会 計

(事業年度)

第69条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(財務処理)

第70条 この会は、法令及びこの会の経理に関する規則の定めるところにより、この会の財産の処理を行い、決算関係書類及びその附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第71条 この会は、この会が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(法定準備金)

第72条 この会は、出資総額の2分1に相当する額に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金のてん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2. 前項の規定による法定準備金は、欠損金のてん補に充てる場合を除き、取り崩すことはできない。

(教育事業等繰越金)

第73条 この会は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第3号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。なお、全部又は一部を会員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2. 前条第1項ただし書きの規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(剰余金の処分)

第74条 この会は、剰余金について、第72条及び第73条に規定する法定準備金、教育事業等繰越金として繰り越す金額を控除した後になお残余があるときは、その残余を任意に積み立て又は翌年事業年度に繰越すものとする。

(欠損金のてん補)

第75条 この会は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充るものとする。

(会員に対する情報開示)

第76条 この会は、この会が定める規則により会員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

第7章 解 散

(解 散)

第77条 この会は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産手続開始の決定

(4) 行政庁の解散命令

2. この会は前項の事由によるほか、会員が2未満になったときは、解散する。
3. 会長理事は、この会が解散（破産による場合を除く。）したときは、遅滞なく会員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(残余財産の処分)

第78条 この会が解散（合併又は破産による場合を除く。）した場合の残余財産（解散のときにおけるこの会の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。）は、払込済出資額に応じて会員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

第8章 雑 則

(公告の方法)

第79条 この会の公告は、以下の各方法で行う。

- (1) この会の事務所の店頭に掲示する方法
 - (2) 電子公告による方法
2. 法令により官報に掲載する方法によることが定められている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項に規定する方法により行う。
3. 前2項において、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、大分合同新聞への記載をもってこれに代える。

(会員に対する通知及び催促)

第80条 この会が、会員に対しする通知及び催告は、会員名簿に記載し、又は記録した会員の主たる事務所に、その会員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの会に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。

2. この会は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常会員に到達すべきときに会員に到達したものとみなす。

(実施規則)

第81条 この定款及び規約に定めるもののほか、この会の財産及び業務の執行のための手続、その他この会の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この定款は、昭和31年4月6日から施行する。

昭和62年6月17日より施行する。（一部改正）

1992年5月29日より施行する。（一部改正）

1997年5月30日より施行する。 (一部改正)
2001年6月27日より施行する。 (全面改正)
2008年7月28日より施行する。 (全面改正)

